

## 第 2 1 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 6 年 1 0 月 1 9 日(火)  
午後 2 時 0 0 分  
場 所 志波姫町「エポカ 2 1」

### 会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

報告第 2 8 号 廃置分合決定書について

報告第 2 9 号 高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更について

報告第 3 0 号 合併準備会の設置について

報告第 3 1 号 指定金融機関等について

報告第 3 2 号 合併協定項目について

5 そ の 他

6 閉 会

報告第 28 号

廃置分合決定書について

廃置分合決定書について、宮城県知事より別紙のとおり交付されたので報告する。

平成 16 年 10 月 19 日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

## 廃置分合決定書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、  
平成 17 年 4 月 1 日から栗原郡築館町，同郡若柳町，同郡栗駒町，同郡  
高清水町，同郡一迫町，同郡瀬峰町，同郡鶯沢町，同郡金成町，同郡  
志波姫町及び同郡花山村を廃し，その区域をもって新たに<sup>くりはらし</sup>栗原市を置  
くものとする。

平成 16 年 10 月 13 日

宮城県知事 浅野 史郎



報告第29号

高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更について

高清水町、瀬峰町、金成町より、字名変更について別紙のとおり通知があったので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

高企第 23 / 号  
平成16年 8月 17日

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫 殿

高清水町長 中嶋次男



字の名称変更に係る書類の提出について（提出）

合併協定の中で「町名、字名の取り扱いについては、地域の実情に応じ変更等が可能な地域については合併時までに調整する。」としていましたが、当町では変更することで住民の合意が得られたと判断しますので「栗原市」誕生と同時に別紙のとおり変更したいので関係する書類を提出いたします。

なお、仙台法務局築館支局とは協議済みであることを申し添えます。



現行		変更案（合併後）	筆数
宮城県栗原郡高清水町	字赤坂	宮城県栗原市高清水赤坂	1
高清水町	字上沢	高清水上沢	1
高清水町	字揚沢	高清水揚沢	17
高清水町	字愛宕	高清水愛宕	93
高清水町	字穴田	高清水穴田	122
高清水町	字新町	高清水新町	105
高清水町	字石神	高清水石神	169
高清水町	字板橋	高清水板橋	60
高清水町	字一本松	高清水一本松	80
高清水町	字運難	高清水運難	111
高清水町	字乙牧堀	高清水乙牧堀	25
高清水町	字小山下	高清水小山下	9
高清水町	字折木	高清水折木	18
高清水町	字覚満寺	高清水覚満寺	167
高清水町	字覚満寺台	高清水覚満寺台	29
高清水町	字覚満寺前	高清水覚満寺前	45
高清水町	字影の沢	高清水影の沢	400
高清水町	字柏木	高清水柏木	212
高清水町	字桂葉	高清水桂葉	4
高清水町	字上折木	高清水上折木	65
高清水町	字上桂葉	高清水上桂葉	49
高清水町	字上京ヶ崎	高清水上京ヶ崎	59
高清水町	字上佐野	高清水上佐野	67
高清水町	字上関の田	高清水上関の田	13
高清水町	字上外沢田	高清水上外沢田	351
高清水町	字上竹の内	高清水上竹の内	47
高清水町	字上台下	高清水上台下	114
高清水町	字上萩田	高清水上萩田	143
高清水町	字萱刈	高清水萱刈	45
高清水町	字川崎	高清水川崎	78
高清水町	字川南	高清水川南	175
高清水町	字閑所抜	高清水閑所抜	1
高清水町	字観音沢	高清水観音沢	89
高清水町	字観音堂	高清水観音堂	51
高清水町	字雉子畑	高清水雉子畑	63
高清水町	字北甚六原	高清水北甚六原	205
高清水町	字北原	高清水北原	474
高清水町	字狐穴	高清水狐穴	2
高清水町	字京ヶ崎	高清水京ヶ崎	31
高清水町	字京ヶ崎穴田	高清水京ヶ崎穴田	3
高清水町	字崩目	高清水崩目	158
高清水町	字久保田	高清水久保田	9
高清水町	字甲牧堀	高清水甲牧堀	44
高清水町	字五輪	高清水五輪	179

宮城県栗原郡高清水町	字桜丁	宮城県栗原市高清水桜丁	219
高清水町	字佐野沢田	高清水佐野沢田	61
高清水町	字佐野丁	高清水佐野丁	170
高清水町	字猿楽田	高清水猿楽田	70
高清水町	字沢	高清水沢	54
高清水町	字下町	高清水下町	96
高清水町	字清水権現	高清水清水権現	6
高清水町	字清水権現下	高清水清水権現下	19
高清水町	字下折木	高清水下折木	131
高清水町	字下柏木	高清水下柏木	6
高清水町	字下京ヶ崎	高清水下京ヶ崎	2
高清水町	字下佐野	高清水下佐野	95
高清水町	字下関の田	高清水下関の田	51
高清水町	字下竹の内	高清水下竹の内	11
高清水町	字下台下	高清水下台下	194
高清水町	字下中の茎	高清水下中の茎	3
高清水町	字勝負ヶ町	高清水勝負ヶ町	187
高清水町	字新赤坂	高清水新赤坂	25
高清水町	字新小山下	高清水新小山下	46
高清水町	字新覚満寺	高清水新覚満寺	55
高清水町	字新桂葉	高清水新桂葉	114
高清水町	字新萱刈	高清水新萱刈	28
高清水町	字新刈沼	高清水新刈沼	59
高清水町	字新狐穴	高清水新狐穴	27
高清水町	字新京ヶ崎	高清水新京ヶ崎	74
高清水町	字新佐野	高清水新佐野	80
高清水町	字新沢田	高清水新沢田	232
高清水町	字新清水権現	高清水新清水権現	45
高清水町	字新勝負ヶ町	高清水新勝負ヶ町	6
高清水町	字新神明	高清水新神明	156
高清水町	字新透川	高清水新透川	46
高清水町	字新関の田	高清水新関の田	160
高清水町	字新千神	高清水新千神	47
高清水町	字新剃田	高清水新剃田	66
高清水町	字新筒の池	高清水新筒の池	108
高清水町	字新中島	高清水新中島	79
高清水町	字新中の茎	高清水新中の茎	224
高清水町	字新西石沢前	高清水新西石沢前	119
高清水町	字新西神原	高清水新西神原	149
高清水町	字神明	高清水神明	27
高清水町	字新竜泉寺浦	高清水新竜泉寺浦	38
高清水町	字十二神	高清水十二神	25
高清水町	字透川	高清水透川	6
高清水町	字千神	高清水千神	151
高清水町	字千刈高田	高清水千刈高田	18

宮城県栗原郡高清水町	字善光寺	宮城県栗原市高清水善光寺	99
高清水町	字袖山	高清水袖山	127
高清水町	字外沢田	高清水外沢田	380
高清水町	字太子堂	高清水太子堂	23
高清水町	字高田	高清水高田	37
高清水町	字高田岡田	高清水高田岡田	15
高清水町	字立街道	高清水立街道	98
高清水町	字大寺	高清水大寺	86
高清水町	字台町	高清水台町	178
高清水町	字長福寺	高清水長福寺	67
高清水町	字鶴巻	高清水鶴巻	107
高清水町	字丁神明	高清水丁神明	60
高清水町	字丁牧堀	高清水丁牧堀	16
高清水町	字天神浦	高清水天神浦	39
高清水町	字天神堂	高清水天神堂	130
高清水町	字天王沢	高清水天王沢	102
高清水町	字豊田	高清水豊田	308
高清水町	字筒の池	高清水筒の池	4
高清水町	字筒の口	高清水筒の口	8
高清水町	字中佐野	高清水中佐野	126
高清水町	字中里	高清水中里	44
高清水町	字中の茎	高清水中の茎	545
高清水町	字中袋	高清水中袋	141
高清水町	字中町	高清水中町	78
高清水町	字長畑	高清水長畑	84
高清水町	字長町	高清水長町	150
高清水町	字西刈沼	高清水西刈沼	5
高清水町	字西久保田	高清水西久保田	52
高清水町	字西沢田	高清水西沢田	31
高清水町	字西善光寺	高清水西善光寺	114
高清水町	字忽滑	高清水忽滑	4
高清水町	字原田	高清水原田	2
高清水町	字東浦	高清水東浦	157
高清水町	字東刈沼	高清水東刈沼	1
高清水町	字東久保田	高清水東久保田	103
高清水町	字東善光寺	高清水東善光寺	122
高清水町	字東館	高清水東館	156
高清水町	字広畑	高清水広畑	24
高清水町	字二ツ井戸	高清水二ツ井戸	17
高清水町	字不動寺前	高清水不動寺前	1
高清水町	字丙神明	高清水丙神明	37
高清水町	字丙牧堀	高清水丙牧堀	16
高清水町	字戊神明	高清水戊神明	11
高清水町	字前谷地	高清水前谷地	10
高清水町	字松の木沢田	高清水松の木沢田	153

宮城県栗原郡高清水町	字松原	宮城県栗原市高清水松原	5 7
高清水町	字御影	高清水御影	6 7
高清水町	字水の手	高清水水の手	1 4 2
高清水町	字道下	高清水道下	2 9
高清水町	字南観音	高清水南観音	9 3
高清水町	字南甚六原	高清水南甚六原	3 6
高清水町	字南原	高清水南原	1 3 4
高清水町	字向野	高清水向野	8 6
高清水町	字仰返り	高清水仰返り	4 1
高清水町	字室の木	高清水室の木	1 1 1
高清水町	字本町一	高清水本町	6 6
高清水町	字本道	高清水本道	2 2 6
高清水町	字来光沢	高清水来光沢	5 4
高清水町	字竜泉寺浦	高清水竜泉寺浦	1 5
高清水町小山田	字荻生田雲安	高清水雲安	2
高清水町小山田	字荻生田沖	高清水沖	5 7
高清水町小山田	字荻生田川原	高清水川原	4 2
高清水町小山田	字荻生田川前	高清水川前	4
高清水町小山田	字荻生田桑田	高清水桑田	1 9
高清水町小山田	字荻生田五月田	高清水五月田	8
高清水町小山田	字荻生田下田	高清水下田	1 2
高清水町小山田	字荻生田宿の沢	高清水宿の沢	1 3 9
高清水町小山田	字荻生田地蔵田	高清水地藏田	6
高清水町小山田	字荻生田膳棚	高清水膳棚	1 6
高清水町小山田	字荻生田田中	高清水田中	6
高清水町小山田	字荻生田壇前	高清水壇前	1 3
高清水町小山田	字荻生田手取	高清水手取	2 1 5
高清水町小山田	字荻生田寺前	高清水寺前	2 1
高清水町小山田	字荻生田中江	高清水中江	7
高清水町小山田	字荻生田日向	高清水日向	2 7 5
高清水町小山田	字荻生田広表	高清水広表	4
高清水町小山田	字荻生田淵際	高清水淵際	1 6
高清水町小山田	字荻生田町田	高清水町田	7
高清水町小山田	字荻生田三森	高清水三森	7 3
高清水町小山田	字荻生田宮脇	高清水宮脇	1 8 3
高清水町小山田	字荻生田要の森	高清水要の森	1 5 9
高清水町小山田	字新西熊野堂	高清水新西熊野堂	1 4 0
高清水町小山田	字新南沢	高清水新南沢	9
高清水町小山田	字西浅野	高清水浅野	8 3
高清水町小山田	字西浅野前	高清水浅野前	5 4
高清水町小山田	字西石沢	高清水石沢	1 1 5
高清水町小山田	字西石沢浦	高清水石沢浦	3 1
高清水町小山田	字西石沢浦東	高清水石沢浦東	4 9
高清水町小山田	字西石沢前	高清水石沢前	3 3
高清水町小山田	字西浦柏木	高清水浦柏木	8

宮城県栗原郡高清水町小山田字西浦木戸	宮城県栗原市高清水浦木戸	3
高清水町小山田字西浦西田	高清水浦西田	4 3
高清水町小山田字西浦の沢	高清水浦の沢	4 1
高清水町小山田字西浦南沢	高清水浦南沢	9 8
高清水町小山田字西雲安	高清水西雲安	2 3
高清水町小山田字西大沢	高清水大沢	1 3 3
高清水町小山田字西大西	高清水大西	1 4
高清水町小山田字西大日向	高清水大日向	2 6
高清水町小山田字西小山田	高清水小山田	4 0 6
高清水町小山田字西欠屋敷	高清水欠屋敷	6 6
高清水町小山田字西金井神	高清水金井神	9 7
高清水町小山田字西蟹沢尻	高清水蟹沢尻	5 6
高清水町小山田字西賀美田	高清水賀美田	8
高清水町小山田字西上筒の口	高清水上筒の口	7
高清水町小山田字西刈込沢	高清水刈込沢	3 1
高清水町小山田字西川崎	高清水西川崎	1 9
高清水町小山田字西川原	高清水西川原	2
高清水町小山田字西川向田	高清水川向田	2 1
高清水町小山田字西神原	高清水神原	2 1 8
高清水町小山田字西京の沢	高清水京の沢	5 8
高清水町小山田字西熊野	高清水熊野	2 1 9
高清水町小山田字西熊野堂	高清水熊野堂	8 8
高清水町小山田字西境田	高清水境田	1 0
高清水町小山田字西沢田	高清水沢田	5 6
高清水町小山田字西新田	高清水新田	1 5 7
高清水町小山田字西堰向	高清水堰向	1
高清水町小山田字西前棚	高清水前棚	2 0
高清水町小山田字西竹の内	高清水竹の内	5 2
高清水町小山田字西辰の口	高清水辰の口	1
高清水町小山田字西堤下	高清水堤下	1 5 4
高清水町小山田字西手取	高清水西手取	1 3 8
高清水町小山田字西中里	高清水西中里	7 3
高清水町小山田字西中の沢	高清水中の沢	2 9 9
高清水町小山田字西忽滑沢	高清水忽滑沢	2 3 4
高清水町小山田字西原	高清水原	1 2 5
高清水町小山田字西原下	高清水原下	1 0
高清水町小山田字西日影	高清水日影	4 8
高清水町小山田字西福塚	高清水福塚	1 6 8
高清水町小山田字西前田	高清水前田	3 1
高清水町小山田字西水押	高清水水押	4
高清水町小山田字西南沢	高清水南沢	1 3 9
高清水町小山田字西明官	高清水明官	1 6 6
高清水町小山田字西向田	高清水向田	1
高清水町小山田字西茂路具多	高清水茂路具多	1 3 5
高清水町小山田字西八重壁	高清水八重壁	9 7



瀬総第 181-10 号  
平成 16 年 9 月 28 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫 殿

瀬峰町長 山田悦郎



字の名称変更に係る書類の提出について(通知)

平成 17 年 4 月 1 日栗原郡 10 町村の配置分合による栗原市の設置に伴い、瀬峰町の字の名称を別紙のとおり変更したいので関係書類を添付し通知します。  
なお、仙台法務局築館支局とは協議済みであることを申し添えます。



## 住所等表示の変更（案）

現 行	変更案（合併後）	筆 数
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富赤渕	宮城県 栗原市 瀬峰 赤渕	39
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 愛宕	宮城県 栗原市 瀬峰 愛宕	248
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 愛宕南	宮城県 栗原市 瀬峰 愛宕南	63
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中荒町	宮城県 栗原市 瀬峰 荒町	239
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中泉谷	宮城県 栗原市 瀬峰 泉谷	292
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中泉谷南	宮城県 栗原市 瀬峰 泉谷南	147
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中伊勢堂	宮城県 栗原市 瀬峰 伊勢堂	134
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 一番江	宮城県 栗原市 瀬峰 一番江	160
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中牛渕	宮城県 栗原市 瀬峰 牛渕	38
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 牛渕前	宮城県 栗原市 瀬峰 牛渕前	175
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富後谷地	宮城県 栗原市 瀬峰 後谷地	6
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富大境前	宮城県 栗原市 瀬峰 大境前	46
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富大境山	宮城県 栗原市 瀬峰 大境山	120
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 大百刈	宮城県 栗原市 瀬峰 大百刈	221
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中大屋敷	宮城県 栗原市 瀬峰 大屋敷	20
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 大屋敷前	宮城県 栗原市 瀬峰 大屋敷前	240
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 大鰐谷	宮城県 栗原市 瀬峰 大鰐谷	656
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富沖の畑	宮城県 栗原市 瀬峰 沖の畑	21
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富沖の前	宮城県 栗原市 瀬峰 沖の前	32
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 折越浦	宮城県 栗原市 瀬峰 折越浦	148
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富蒲盛	宮城県 栗原市 瀬峰 蒲盛	118
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中上沢田	宮城県 栗原市 瀬峰 上沢田	151
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中神田	宮城県 栗原市 瀬峰 神田	357
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富上富川原	宮城県 栗原市 瀬峰 上富川原	101
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 上富前	宮城県 栗原市 瀬峰 上富前	345
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 上野沢	宮城県 栗原市 瀬峰 上野沢	44
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 上藤	宮城県 栗原市 瀬峰 上藤	182
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中上屋敷	宮城県 栗原市 瀬峰 上屋敷	34
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 刈安沢	宮城県 栗原市 瀬峰 刈安沢	596
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中川の畑	宮城県 栗原市 瀬峰 川の畑	75
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 川前	宮城県 栗原市 瀬峰 川前	172
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富岩石	宮城県 栗原市 瀬峰 岩石	68

## 住所等表示の変更（案）

現 行	変更案（合併後）	筆 数
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 北ノ沢	宮城県 栗原市 瀬峰 北ノ沢	109
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富北谷地	宮城県 栗原市 瀬峰 北谷地	376
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富葉沢西	宮城県 栗原市 瀬峰 葉沢西	96
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富葉沢東	宮城県 栗原市 瀬峰 葉沢東	133
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富熊野堂	宮城県 栗原市 瀬峰 熊野堂	9
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 荒神堂	宮城県 栗原市 瀬峰 荒神堂	202
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富高土山	宮城県 栗原市 瀬峰 高土山	44
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富小関	宮城県 栗原市 瀬峰 小関	21
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 小深沢	宮城県 栗原市 瀬峰 小深沢	660
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 在家前	宮城県 栗原市 瀬峰 在家前	239
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富坂ノ下浦	宮城県 栗原市 瀬峰 坂ノ下浦	105
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富坂下前	宮城県 栗原市 瀬峰 坂下前	55
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富坂ノ下前北	宮城県 栗原市 瀬峰 坂ノ下前北	41
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中三代	宮城県 栗原市 瀬峰 三代	395
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 三代下	宮城県 栗原市 瀬峰 三代下	174
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 三番江	宮城県 栗原市 瀬峰 三番江	305
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中三番江	宮城県 栗原市 瀬峰 中三番江	30
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 柴ノ脇	宮城県 栗原市 瀬峰 柴ノ脇	253
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 清水沢	宮城県 栗原市 瀬峰 清水沢	645
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富清水山	宮城県 栗原市 瀬峰 清水山	294
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富清水山前	宮城県 栗原市 瀬峰 清水山前	35
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 下田	宮城県 栗原市 瀬峰 下田	881
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富下富川原	宮城県 栗原市 瀬峰 下富川原	126
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富下富前	宮城県 栗原市 瀬峰 下富前	318
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 下野沢	宮城県 栗原市 瀬峰 下野沢	2
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富下の前	宮城県 栗原市 瀬峰 下の前	11
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 下藤沢	宮城県 栗原市 瀬峰 下藤沢	552
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 下前沢	宮城県 栗原市 瀬峰 下前沢	29
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中下谷地	宮城県 栗原市 瀬峰 下谷地	63
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富十王堂	宮城県 栗原市 瀬峰 十王堂	18
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富十王堂前	宮城県 栗原市 瀬峰 十王堂前	135
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 新愛宕南	宮城県 栗原市 瀬峰 新愛宕南	126

## 住所等表示の変更（案）

現 行	変更案（合併後）	筆 数
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富新後谷地	宮城県 栗原市 瀬峰 新後谷地	155
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富新下の前	宮城県 栗原市 瀬峰 新下の前	93
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 新下田	宮城県 栗原市 瀬峰 新下田	294
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 新下藤沢	宮城県 栗原市 瀬峰 新下藤沢	134
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 新神明南	宮城県 栗原市 瀬峰 新神明南	19
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 新瀬嶺	宮城県 栗原市 瀬峰 新瀬嶺	160
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富新蔵王	宮城県 栗原市 瀬峰 新蔵王	51
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富新道東	宮城県 栗原市 瀬峰 新道東	7
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 新中田	宮城県 栗原市 瀬峰 新中田	27
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 新船橋	宮城県 栗原市 瀬峰 新船橋	246
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 新堀	宮城県 栗原市 瀬峰 新堀	219
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 神明	宮城県 栗原市 瀬峰 神明	132
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 神明浦	宮城県 栗原市 瀬峰 神明浦	390
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 神明南	宮城県 栗原市 瀬峰 神明南	100
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中水門前	宮城県 栗原市 瀬峰 水門前	44
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中諏訪原	宮城県 栗原市 瀬峰 諏訪原	350
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 瀬嶺	宮城県 栗原市 瀬峰 藤沢瀬嶺	472
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富蔵王	宮城県 栗原市 瀬峰 蔵王	93
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中大黒塚前	宮城県 栗原市 瀬峰 大黒塚前	34
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中壇ノ越	宮城県 栗原市 瀬峰 壇ノ越	111
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 力石	宮城県 栗原市 瀬峰 力石	64
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 長者原	宮城県 栗原市 瀬峰 長者原	528
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中鶴巻	宮城県 栗原市 瀬峰 鶴巻	39
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富寺浦	宮城県 栗原市 瀬峰 寺浦	255
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 寺沢	宮城県 栗原市 瀬峰 寺沢	317
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 天神	宮城県 栗原市 瀬峰 天神	138
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中天神下	宮城県 栗原市 瀬峰 天神下	2
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中筒ヶ崎	宮城県 栗原市 瀬峰 筒ヶ崎	184
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中筒場	宮城県 栗原市 瀬峰 筒場	19
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中長根	宮城県 栗原市 瀬峰 長根	246
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中ノ口	宮城県 栗原市 瀬峰 中ノ口	155
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 中藤	宮城県 栗原市 瀬峰 中藤	265

## 住所等表示の変更（案）

現 行	変更案（合併後）	筆 数
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中新井堤下	宮城県 栗原市 瀬峰 新井堤下	124
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中新井堀	宮城県 栗原市 瀬峰 新井堀	6
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中新井屋敷	宮城県 栗原市 瀬峰 新井屋敷	144
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中西川原	宮城県 栗原市 瀬峰 西川原	47
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 西原	宮城県 栗原市 瀬峰 西原	258
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中西原前	宮城県 栗原市 瀬峰 西原前	15
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 新田沢	宮城県 栗原市 瀬峰 新田沢	467
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 二番江	宮城県 栗原市 瀬峰 二番江	356
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富沼田	宮城県 栗原市 瀬峰 沼田	9
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富根岸	宮城県 栗原市 瀬峰 根岸	182
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富根岸前	宮城県 栗原市 瀬峰 根岸前	14
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中野沢	宮城県 栗原市 瀬峰 野沢	635
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 野沢前	宮城県 栗原市 瀬峰 野沢前	448
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中除	宮城県 栗原市 瀬峰 除	120
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富橋本浦	宮城県 栗原市 瀬峰 橋本浦	216
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 八幡	宮城県 栗原市 瀬峰 八幡	327
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 八幡前	宮城県 栗原市 瀬峰 八幡前	148
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中原田	宮城県 栗原市 瀬峰 原田	135
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中樋口山	宮城県 栗原市 瀬峰 樋口山	59
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中樋渡	宮城県 栗原市 瀬峰 樋渡	35
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中樋渡川原	宮城県 栗原市 瀬峰 樋渡川原	68
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 樋渡前	宮城県 栗原市 瀬峰 樋渡前	164
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 福田	宮城県 栗原市 瀬峰 福田	463
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 福田浦	宮城県 栗原市 瀬峰 福田浦	235
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 福田南	宮城県 栗原市 瀬峰 福田南	44
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中袋沢	宮城県 栗原市 瀬峰 袋沢	186
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中藤田	宮城県 栗原市 瀬峰 藤田	388
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中二ツ谷	宮城県 栗原市 瀬峰 二ツ谷	187
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中二又	宮城県 栗原市 瀬峰 二又	224
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中船橋	宮城県 栗原市 瀬峰 船橋	171
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中船橋前	宮城県 栗原市 瀬峰 船橋前	38
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中堀籠	宮城県 栗原市 瀬峰 堀籠	15

## 住所等表示の変更（案）

現 行	変更案（合併後）	筆 数
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中堀竈川原	宮城県 栗原市 瀬峰 堀竈川原	151
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 前沢	宮城県 栗原市 瀬峰 前沢	18
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富町田	宮城県 栗原市 瀬峰 町田	180
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富町田前	宮城県 栗原市 瀬峰 町田前	160
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富南谷地	宮城県 栗原市 瀬峰 南谷地	273
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富宮小路原西	宮城県 栗原市 瀬峰 宮小路原西	42
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富宮小路原東	宮城県 栗原市 瀬峰 宮小路原東	89
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中宮田	宮城県 栗原市 瀬峰 宮田	359
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 本寺	宮城県 栗原市 瀬峰 本寺	273
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富桃生田	宮城県 栗原市 瀬峰 桃生田	229
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富桃生田前	宮城県 栗原市 瀬峰 桃生田前	38
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富薬師堂前	宮城県 栗原市 瀬峰 薬師堂前	48
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中谷地田	宮城県 栗原市 瀬峰 谷地田	40
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富山崎前	宮城県 栗原市 瀬峰 山崎前	122
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富要害	宮城県 栗原市 瀬峰 富要害	187
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 要害	宮城県 栗原市 瀬峰 藤沢要害	352
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 富要害前	宮城県 栗原市 瀬峰 要害前	104
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中横名堤下	宮城県 栗原市 瀬峰 横名堤下	7
宮城県 栗原郡 瀬峰町 藤沢字 横森前	宮城県 栗原市 瀬峰 横森前	357
宮城県 栗原郡 瀬峰町 大里字 中四ツ壇	宮城県 栗原市 瀬峰 四ツ壇	242

平成16年9月21日

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫 殿

金成町長 佐藤 小弥太



栗原地域10町村の合併に伴う字名変更について（通知）

このことについて、合併協定の中で字名の取扱いについては、「地域の实情に  
応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時まで調整するものとする。」  
となっています。

そこで金成町では住民の意見並びに金成町議会町村合併調査特別委員会の意見を  
踏まえ、合併と同時に別紙のとおり字の名称を変更することといたしましたので、  
関係書類を添えて通知いたします。

なお、仙台法務局築館支局とは事前協議済みであることを申し添えます。



担当	企画商工課	企画調整係
		二階堂清志
TEL	42-1113	FAX 42-3169

## 栗原地域10町村の合併に伴う字名変更について

栗原地域10町村の合併に伴い、下記のとおり字名を変更するものとする。

### 記

1 変更年月日 平成17年4月1日（町村合併の期日）

### 2 変更内容

(1) 栗原市の次に旧町村名を付け、その次に現行の字名を付ける。

※10町村共通事項 「栗原郡金成町○○」→「栗原市金成○○」

(2) 一部の大字（有馬・賢児・大堤）を削除する。

また、「沢辺字沢辺町」、「姉齒字梨崎○○」及び「津久毛字小迫○○」の場合も、それぞれ大字（沢辺・姉齒・津久毛）を削除する。

(3) 「字」という文字を削除する。

(4) 住所表示と土地表示が相違している「小堤」及び「畑」の場合は、住所表示に統一する。

## 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
1	栗原郡金成町沢辺字荒坊	栗原市金成沢辺荒坊
2	栗原郡金成町沢辺字小崎	栗原市金成沢辺小崎
3	栗原郡金成町沢辺字川前	栗原市金成沢辺川前
4	栗原郡金成町沢辺字宇南	栗原市金成沢辺宇南
5	栗原郡金成町沢辺字西大寺	栗原市金成沢辺西大寺
6	栗原郡金成町沢辺字前門沢	栗原市金成沢辺前門沢
7	栗原郡金成町沢辺字中嶋	栗原市金成沢辺中嶋
8	栗原郡金成町沢辺字樋木	栗原市金成沢辺樋木
9	栗原郡金成町沢辺字大横名	栗原市金成沢辺大横名
10	栗原郡金成町沢辺字上沖	栗原市金成沢辺上沖
11	栗原郡金成町沢辺字神林前	栗原市金成沢辺神林前
12	栗原郡金成町沢辺字神林	栗原市金成沢辺神林
13	栗原郡金成町沢辺字沢辺町	栗原市金成沢辺町
14	栗原郡金成町沢辺字内ノ目	栗原市金成沢辺内ノ目
15	栗原郡金成町沢辺字新町裏	栗原市金成沢辺新町裏
16	栗原郡金成町沢辺字町裏	栗原市金成沢辺町裏
17	栗原郡金成町沢辺字町沖	栗原市金成沢辺町沖
18	栗原郡金成町沢辺字往還下	栗原市金成沢辺往還下
19	栗原郡金成町沢辺字新往還下	栗原市金成沢辺新往還下
20	栗原郡金成町沢辺字木戸口	栗原市金成沢辺木戸口
21	栗原郡金成町沢辺字外袋	栗原市金成沢辺外袋
22	栗原郡金成町沢辺字内畑	栗原市金成沢辺内畑
23	栗原郡金成町沢辺字柏木	栗原市金成沢辺柏木
24	栗原郡金成町沢辺字新柏木	栗原市金成沢辺新柏木
25	栗原郡金成町沢辺字西待井	栗原市金成沢辺西待井
26	栗原郡金成町沢辺字新西待井	栗原市金成沢辺新西待井
27	栗原郡金成町沢辺字金沼	栗原市金成沢辺金沼
28	栗原郡金成町沢辺字館下	栗原市金成沢辺館下
29	栗原郡金成町沢辺字寺沢	栗原市金成沢辺寺沢
30	栗原郡金成町沢辺字沼下	栗原市金成沢辺沼下
31	栗原郡金成町沢辺字八幡山	栗原市金成沢辺八幡山
32	栗原郡金成町沢辺字大樋	栗原市金成沢辺大樋
33	栗原郡金成町沢辺字中田	栗原市金成沢辺中田
34	栗原郡金成町沢辺字横名	栗原市金成沢辺横名
35	栗原郡金成町沢辺字新中島	栗原市金成沢辺新中島
36	栗原郡金成町沢辺字新八幡山	栗原市金成沢辺新八幡山
37	栗原郡金成町沢辺字源太郎袋	栗原市金成沢辺源太郎袋
38	栗原郡金成町沢辺字原田	栗原市金成沢辺原田
39	栗原郡金成町沢辺字館南	栗原市金成沢辺館南
40	栗原郡金成町沢辺字新沼下	栗原市金成沢辺新沼下
41	栗原郡金成町沢辺字新荒坊	栗原市金成沢辺新荒坊
42	栗原郡金成町沢辺字川崎	栗原市金成沢辺川崎
43	栗原郡金成町沢辺字新宇南	栗原市金成沢辺新宇南
44	栗原郡金成町沢辺字前門	栗原市金成沢辺前門
45	栗原郡金成町姉齒字松ノ木向	栗原市金成姉齒松ノ木向
46	栗原郡金成町姉齒字錦田	栗原市金成姉齒錦田
47	栗原郡金成町姉齒字祝田	栗原市金成姉齒祝田
48	栗原郡金成町姉齒字柴田	栗原市金成姉齒柴田
49	栗原郡金成町姉齒字姫崎	栗原市金成姉齒姫崎
50	栗原郡金成町姉齒字姉妹田	栗原市金成姉齒姉妹田
51	栗原郡金成町姉齒字都田	栗原市金成姉齒都田
52	栗原郡金成町姉齒字中袋川前	栗原市金成姉齒中袋川前

# 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
53	栗原郡金成町姉齒字船場下川前	栗原市金成姉齒船場下川前
54	栗原郡金成町姉齒字滝ノ沢	栗原市金成姉齒滝ノ沢
55	栗原郡金成町姉齒字小沢田	栗原市金成姉齒小沢田
56	栗原郡金成町姉齒字銭神沢	栗原市金成姉齒銭神沢
57	栗原郡金成町姉齒字道才沢	栗原市金成姉齒道才沢
58	栗原郡金成町姉齒字根岸	栗原市金成姉齒根岸
59	栗原郡金成町姉齒字根際前	栗原市金成姉齒根際前
60	栗原郡金成町姉齒字嶺前	栗原市金成姉齒嶺前
61	栗原郡金成町姉齒字角屋敷前	栗原市金成姉齒角屋敷前
62	栗原郡金成町姉齒字清水前	栗原市金成姉齒清水前
63	栗原郡金成町姉齒字不動前	栗原市金成姉齒不動前
64	栗原郡金成町姉齒字清作前	栗原市金成姉齒清作前
65	栗原郡金成町姉齒字巻ノ上	栗原市金成姉齒巻ノ上
66	栗原郡金成町姉齒字渡ノ葉	栗原市金成姉齒渡ノ葉
67	栗原郡金成町姉齒字千刈町	栗原市金成姉齒千刈町
68	栗原郡金成町姉齒字仲沖	栗原市金成姉齒仲沖
69	栗原郡金成町姉齒字田子谷前	栗原市金成姉齒田子谷前
70	栗原郡金成町姉齒字久保田	栗原市金成姉齒久保田
71	栗原郡金成町姉齒字西田	栗原市金成姉齒西田
72	栗原郡金成町姉齒字本木	栗原市金成姉齒本木
73	栗原郡金成町姉齒字浄光	栗原市金成姉齒浄光
74	栗原郡金成町姉齒字水押	栗原市金成姉齒水押
75	栗原郡金成町姉齒字松浦	栗原市金成姉齒松浦
76	栗原郡金成町姉齒字中沢前	栗原市金成姉齒中沢前
77	栗原郡金成町姉齒字谷地	栗原市金成姉齒谷地
78	栗原郡金成町姉齒字八段坊	栗原市金成姉齒八段坊
79	栗原郡金成町姉齒字下り木	栗原市金成姉齒下り木
80	栗原郡金成町姉齒字宮田	栗原市金成姉齒宮田
81	栗原郡金成町姉齒字築道	栗原市金成姉齒築道
82	栗原郡金成町姉齒字大尻	栗原市金成姉齒大尻
83	栗原郡金成町姉齒字上川前	栗原市金成姉齒上川前
84	栗原郡金成町姉齒字姉崎	栗原市金成姉齒姉崎
85	栗原郡金成町姉齒字谷地尻	栗原市金成姉齒谷地尻
86	栗原郡金成町姉齒字梨崎待井	栗原市金成梨崎待井
87	栗原郡金成町姉齒字梨崎佐野	栗原市金成梨崎佐野
88	栗原郡金成町姉齒字梨崎一本木	栗原市金成梨崎一本木
89	栗原郡金成町姉齒字梨崎徳富	栗原市金成梨崎徳富
90	栗原郡金成町姉齒字梨崎古屋敷前	栗原市金成梨崎古屋敷前
91	栗原郡金成町姉齒字梨崎千刈田	栗原市金成梨崎千刈田
92	栗原郡金成町姉齒字梨崎姫ノ子	栗原市金成梨崎姫ノ子
93	栗原郡金成町姉齒字梨崎南沢	栗原市金成梨崎南沢
94	栗原郡金成町姉齒字梨崎仲道	栗原市金成梨崎仲道
95	栗原郡金成町姉齒字梨崎道ノ上	栗原市金成梨崎道ノ上
96	栗原郡金成町姉齒字梨崎塚残	栗原市金成梨崎塚残
97	栗原郡金成町小堤字原崎 【住所表示】	栗原市金成小堤原崎
	栗原郡金成町大堤字小堤原崎 【土地表示】	
98	栗原郡金成町小堤字山王 【住所表示】	栗原市金成小堤山王
	栗原郡金成町大堤字小堤山王 【土地表示】	
99	栗原郡金成町小堤字向原 【住所表示】	栗原市金成小堤向原
	栗原郡金成町大堤字小堤向原 【土地表示】	
100	栗原郡金成町小堤字寺沢 【住所表示】	栗原市金成小堤寺沢
	栗原郡金成町大堤字小堤寺沢 【土地表示】	

# 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
101	栗原郡金成町小堤字新田 【住所表示】	栗原市金成小堤新田
	栗原郡金成町大堤字小堤新田 【土地表示】	
102	栗原郡金成町小堤字高見 【住所表示】	栗原市金成小堤高見
	栗原郡金成町大堤字小堤高見 【土地表示】	
103	栗原郡金成町小堤字涌戸 【住所表示】	栗原市金成小堤涌戸
	栗原郡金成町大堤字小堤涌戸 【土地表示】	
104	栗原郡金成町小堤字原田 【住所表示】	栗原市金成小堤原田
	栗原郡金成町大堤字小堤原田 【土地表示】	
105	栗原郡金成町小堤字入ノ沢 【住所表示】	栗原市金成小堤入ノ沢
	栗原郡金成町大堤字小堤入ノ沢 【土地表示】	
106	栗原郡金成町小堤字陣場下 【住所表示】	栗原市金成小堤陣場下
	栗原郡金成町大堤字小堤陣場下 【土地表示】	
107	栗原郡金成町小堤字新涌戸 【住所表示】	栗原市金成小堤新涌戸
	栗原郡金成町大堤字小堤新涌戸 【土地表示】	
108	栗原郡金成町小堤字寺崎 【住所表示】	栗原市金成小堤寺崎
	栗原郡金成町大堤字小堤寺崎 【土地表示】	
109	栗原郡金成町字四ツ屋敷	栗原市金成四ツ屋敷
110	栗原郡金成町字上町	栗原市金成上町
111	栗原郡金成町字上町西裏	栗原市金成上町西裏
112	栗原郡金成町字上町東裏	栗原市金成上町東裏
113	栗原郡金成町字中町	栗原市金成中町
114	栗原郡金成町字中町西裏	栗原市金成中町西裏
115	栗原郡金成町字台畑	栗原市金成台畑
116	栗原郡金成町字新町裏	栗原市金成新町裏
117	栗原郡金成町字新町	栗原市金成新町
118	栗原郡金成町字翁留	栗原市金成翁留
119	栗原郡金成町字入生田	栗原市金成入生田
120	栗原郡金成町字奉公田	栗原市金成奉公田
121	栗原郡金成町字桜町	栗原市金成桜町
122	栗原郡金成町字源太郎	栗原市金成源太郎
123	栗原郡金成町字金生	栗原市金成金生
124	栗原郡金成町字大久保沢	栗原市金成大久保沢
125	栗原郡金成町字長根沢	栗原市金成長根沢
126	栗原郡金成町字長根前	栗原市金成長根前
127	栗原郡金成町字館下	栗原市金成館下
128	栗原郡金成町字大林寺沢	栗原市金成大林寺沢
129	栗原郡金成町字鏝瓦	栗原市金成鏝瓦
130	栗原郡金成町字山中堤下	栗原市金成山中堤下
131	栗原郡金成町字平治屋敷	栗原市金成平治屋敷
132	栗原郡金成町字稲荷前	栗原市金成稲荷前
133	栗原郡金成町字干谷沢	栗原市金成干谷沢
134	栗原郡金成町字日向田	栗原市金成日向田
135	栗原郡金成町字熊ノ下	栗原市金成熊ノ下
136	栗原郡金成町字髪長	栗原市金成髪長
137	栗原郡金成町字翁沢	栗原市金成翁沢
138	栗原郡金成町字横広	栗原市金成横広
139	栗原郡金成町字後長根沢	栗原市金成後長根沢
140	栗原郡金成町字下沼田	栗原市金成下沼田
141	栗原郡金成町字長館	栗原市金成長館
142	栗原郡金成町字祝	栗原市金成祝
143	栗原郡金成町字黄金田	栗原市金成黄金田
144	栗原郡金成町字清水田	栗原市金成清水田

# 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
145	栗原郡金成町字三沢 【住所表示】	栗原市金成三沢
	栗原郡金成町字畑三沢 【土地表示】	
146	栗原郡金成町字大平 【住所表示】	栗原市金成大平
	栗原郡金成町字畑大平 【土地表示】	
147	栗原郡金成町字狼ノ沢 【住所表示】	栗原市金成狼ノ沢
	栗原郡金成町字畑狼ノ沢 【土地表示】	
148	栗原郡金成町字日向 【住所表示】	栗原市金成日向
	栗原郡金成町字畑日向 【土地表示】	
149	栗原郡金成町字宇南崎 【住所表示】	栗原市金成宇南崎
	栗原郡金成町字畑宇南崎 【土地表示】	
150	栗原郡金成町字宮前 【住所表示】	栗原市金成宮前
	栗原郡金成町字畑宮前 【土地表示】	
151	栗原郡金成町字金山沢 【住所表示】	栗原市金成金山沢
	栗原郡金成町字畑金山沢 【土地表示】	
152	栗原郡金成町字下富田 【住所表示】	栗原市金成下富田
	栗原郡金成町字畑下富田 【土地表示】	
153	栗原郡金成町字上富田 【住所表示】	栗原市金成上富田
	栗原郡金成町字畑上富田 【土地表示】	
154	栗原郡金成町字大梨 【住所表示】	栗原市金成大梨
	栗原郡金成町字畑大梨 【土地表示】	
155	栗原郡金成町字入ノ沢 【住所表示】	栗原市金成入ノ沢
	栗原郡金成町字畑入ノ沢 【土地表示】	
156	栗原郡金成町字楓木沢 【住所表示】	栗原市金成楓木沢
	栗原郡金成町字畑楓木沢 【土地表示】	
157	栗原郡金成町有馬字有壁櫛崎	栗原市金成有壁櫛崎
158	栗原郡金成町有馬字有壁下大沢田	栗原市金成有壁下大沢田
159	栗原郡金成町有馬字有壁大日前	栗原市金成有壁大日前
160	栗原郡金成町有馬字有壁上原前	栗原市金成有壁上原前
161	栗原郡金成町有馬字有壁館下	栗原市金成有壁館下
162	栗原郡金成町有馬字有壁上大沢田	栗原市金成有壁上大沢田
163	栗原郡金成町有馬字有壁伊勢堂	栗原市金成有壁伊勢堂
164	栗原郡金成町有馬字有壁本町	栗原市金成有壁本町
165	栗原郡金成町有馬字有壁新町	栗原市金成有壁新町
166	栗原郡金成町有馬字有壁前沢田	栗原市金成有壁前沢田
167	栗原郡金成町有馬字有壁八坂	栗原市金成有壁八坂
168	栗原郡金成町有馬字有壁原山	栗原市金成有壁原山
169	栗原郡金成町有馬字有壁長根	栗原市金成有壁長根
170	栗原郡金成町有馬字有壁鍛冶屋	栗原市金成有壁鍛冶屋
171	栗原郡金成町有馬字有壁十二神	栗原市金成有壁十二神
172	栗原郡金成町有馬字有壁熊口	栗原市金成有壁熊口
173	栗原郡金成町有馬字有壁狼ノ掛	栗原市金成有壁狼ノ掛
174	栗原郡金成町有馬字有壁有壁沢	栗原市金成有壁有壁沢
175	栗原郡金成町有馬字有壁貴船前	栗原市金成有壁貴船前
176	栗原郡金成町有馬字有壁宇南田	栗原市金成有壁宇南田
177	栗原郡金成町有馬字有壁新鍛冶屋	栗原市金成有壁新鍛冶屋
178	栗原郡金成町有馬字片馬合原	栗原市金成片馬合原
179	栗原郡金成町有馬字片馬合佐野原	栗原市金成片馬合佐野原
180	栗原郡金成町有馬字片馬合根岸	栗原市金成片馬合根岸
181	栗原郡金成町有馬字片馬合八坂	栗原市金成片馬合八坂
182	栗原郡金成町有馬字片馬合手柄	栗原市金成片馬合手柄
183	栗原郡金成町有馬字片馬合長泥	栗原市金成片馬合長泥
184	栗原郡金成町有馬字片馬合櫛	栗原市金成片馬合櫛

# 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
185	栗原郡金成町有馬字片馬合長竹	栗原市金成片馬合長竹
186	栗原郡金成町有馬字片馬合外ノ目	栗原市金成片馬合外ノ目
187	栗原郡金成町有馬字片馬合下吉目木	栗原市金成片馬合下吉目木
188	栗原郡金成町有馬字片馬合上吉目木	栗原市金成片馬合上吉目木
189	栗原郡金成町有馬字片馬合日向	栗原市金成片馬合日向
190	栗原郡金成町有馬字片馬合石法花	栗原市金成片馬合石法花
191	栗原郡金成町有馬字片馬合沖	栗原市金成片馬合沖
192	栗原郡金成町有馬字片馬合吉目木	栗原市金成片馬合吉目木
193	栗原郡金成町有馬字片馬合白山	栗原市金成片馬合白山
194	栗原郡金成町有馬字片馬合宇南	栗原市金成片馬合宇南
195	栗原郡金成町末野字三嶽堂	栗原市金成末野三嶽堂
196	栗原郡金成町末野字拾万	栗原市金成末野拾万
197	栗原郡金成町末野字小田前	栗原市金成末野小田前
198	栗原郡金成町末野字大橋	栗原市金成末野大橋
199	栗原郡金成町末野字観音堂沢	栗原市金成末野観音堂沢
200	栗原郡金成町末野字上浦山	栗原市金成末野上浦山
201	栗原郡金成町末野字拾万坂下	栗原市金成末野拾万坂下
202	栗原郡金成町末野字要害前	栗原市金成末野要害前
203	栗原郡金成町末野字地藏殿沖	栗原市金成末野地藏殿沖
204	栗原郡金成町末野字畑沢沖	栗原市金成末野畑沢沖
205	栗原郡金成町末野字日向山	栗原市金成末野日向山
206	栗原郡金成町末野字館下	栗原市金成末野館下
207	栗原郡金成町末野字下浦山	栗原市金成末野下浦山
208	栗原郡金成町末野字宇内沢	栗原市金成末野宇内沢
209	栗原郡金成町末野字名地屋敷沖	栗原市金成末野名地屋敷沖
210	栗原郡金成町末野字山ノ神下	栗原市金成末野山ノ神下
211	栗原郡金成町末野字原田	栗原市金成末野原田
212	栗原郡金成町末野字穴ノ沢	栗原市金成末野穴ノ沢
213	栗原郡金成町末野字若宮	栗原市金成末野若宮
214	栗原郡金成町末野字童子沢	栗原市金成末野童子沢
215	栗原郡金成町末野字沢田沖	栗原市金成末野沢田沖
216	栗原郡金成町末野字八幡沢	栗原市金成末野八幡沢
217	栗原郡金成町末野字窪田沢	栗原市金成末野窪田沢
218	栗原郡金成町末野字宇南田	栗原市金成末野宇南田
219	栗原郡金成町末野字鹿野下	栗原市金成末野鹿野下
220	栗原郡金成町末野字下鹿野	栗原市金成末野下鹿野
221	栗原郡金成町末野字柳沢	栗原市金成末野柳沢
222	栗原郡金成町末野字新鹿野下	栗原市金成末野新鹿野下
223	栗原郡金成町末野字台下	栗原市金成末野台下
224	栗原郡金成町末野字新田沢	栗原市金成末野新田沢
225	栗原郡金成町末野字拾万沖	栗原市金成末野拾万沖
226	栗原郡金成町末野字館	栗原市金成末野館
227	栗原郡金成町末野字八幡	栗原市金成末野八幡
228	栗原郡金成町末野字森畑	栗原市金成末野森畑
229	栗原郡金成町末野字下森畑	栗原市金成末野下森畑
230	栗原郡金成町末野字三嶽	栗原市金成末野三嶽
231	栗原郡金成町末野字中江	栗原市金成末野中江
232	栗原郡金成町末野字童子	栗原市金成末野童子
233	栗原郡金成町末野字日向	栗原市金成末野日向
234	栗原郡金成町藤渡戸字館前	栗原市金成藤渡戸館前
235	栗原郡金成町藤渡戸字東沢	栗原市金成藤渡戸東沢
236	栗原郡金成町藤渡戸字道合	栗原市金成藤渡戸道合

## 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
237	栗原郡金成町藤渡戸字清水尻	栗原市金成藤渡戸清水尻
238	栗原郡金成町藤渡戸字下水押	栗原市金成藤渡戸下水押
239	栗原郡金成町藤渡戸字上水押	栗原市金成藤渡戸上水押
240	栗原郡金成町藤渡戸字鹿野前	栗原市金成藤渡戸鹿野前
241	栗原郡金成町藤渡戸字山中沢	栗原市金成藤渡戸山中沢
242	栗原郡金成町藤渡戸字走居	栗原市金成藤渡戸走居
243	栗原郡金成町藤渡戸字犬目沢	栗原市金成藤渡戸犬目沢
244	栗原郡金成町藤渡戸字鳥越	栗原市金成藤渡戸鳥越
245	栗原郡金成町藤渡戸字牧前	栗原市金成藤渡戸牧前
246	栗原郡金成町藤渡戸字牧	栗原市金成藤渡戸牧
247	栗原郡金成町藤渡戸字小畑沢	栗原市金成藤渡戸小畑沢
248	栗原郡金成町藤渡戸字後原	栗原市金成藤渡戸後原
249	栗原郡金成町藤渡戸字梅ノ木田沢	栗原市金成藤渡戸梅ノ木田沢
250	栗原郡金成町藤渡戸字八幡沢	栗原市金成藤渡戸八幡沢
251	栗原郡金成町藤渡戸字雲道田	栗原市金成藤渡戸雲道田
252	栗原郡金成町藤渡戸字原田	栗原市金成藤渡戸原田
253	栗原郡金成町藤渡戸字的場	栗原市金成藤渡戸的場
254	栗原郡金成町藤渡戸字上中江	栗原市金成藤渡戸上中江
255	栗原郡金成町藤渡戸字下中江	栗原市金成藤渡戸下中江
256	栗原郡金成町藤渡戸字宮下前	栗原市金成藤渡戸宮下前
257	栗原郡金成町藤渡戸字新的場	栗原市金成藤渡戸新的場
258	栗原郡金成町賢児字赤児鶴巻	栗原市金成赤児鶴巻
259	栗原郡金成町賢児字赤児熊田沖	栗原市金成赤児熊田沖
260	栗原郡金成町賢児字赤児中里	栗原市金成赤児中里
261	栗原郡金成町賢児字赤児沖前	栗原市金成赤児沖前
262	栗原郡金成町賢児字赤児吉目木沢	栗原市金成赤児吉目木沢
263	栗原郡金成町賢児字赤児西ノ沢	栗原市金成赤児西ノ沢
264	栗原郡金成町賢児字赤児小松原沢	栗原市金成赤児小松原沢
265	栗原郡金成町賢児字赤児小松原沖	栗原市金成赤児小松原沖
266	栗原郡金成町賢児字赤児高松沖	栗原市金成赤児高松沖
267	栗原郡金成町賢児字赤児入ノ沢	栗原市金成赤児入ノ沢
268	栗原郡金成町賢児字赤児要害前	栗原市金成赤児要害前
269	栗原郡金成町賢児字赤児館前	栗原市金成赤児館前
270	栗原郡金成町賢児字赤児屋敷田前	栗原市金成赤児屋敷田前
271	栗原郡金成町賢児字赤児堰下	栗原市金成赤児堰下
272	栗原郡金成町賢児字赤児原沖	栗原市金成赤児原沖
273	栗原郡金成町賢児字赤児新山前	栗原市金成赤児新山前
274	栗原郡金成町賢児字赤児段ノ原	栗原市金成赤児段ノ原
275	栗原郡金成町賢児字赤児櫛田	栗原市金成赤児櫛田
276	栗原郡金成町賢児字赤児三五沢	栗原市金成赤児三五沢
277	栗原郡金成町賢児字赤児寺沖	栗原市金成赤児寺沖
278	栗原郡金成町賢児字赤児荒谷沖	栗原市金成赤児荒谷沖
279	栗原郡金成町賢児字赤児高田	栗原市金成赤児高田
280	栗原郡金成町賢児字赤児矢待沖	栗原市金成赤児矢待沖
281	栗原郡金成町賢児字赤児吉目木	栗原市金成赤児吉目木
282	栗原郡金成町賢児字赤児屋敷田	栗原市金成赤児屋敷田
283	栗原郡金成町賢児字普賢堂黒仁田	栗原市金成普賢堂黒仁田
284	栗原郡金成町賢児字普賢堂狐坂	栗原市金成普賢堂狐坂
285	栗原郡金成町賢児字普賢堂江合	栗原市金成普賢堂江合
286	栗原郡金成町賢児字普賢堂境下	栗原市金成普賢堂境下
287	栗原郡金成町賢児字普賢堂森下	栗原市金成普賢堂森下
288	栗原郡金成町賢児字普賢堂杉ノ下	栗原市金成普賢堂杉ノ下

町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
289	栗原郡金成町賢児字普賢堂向田	栗原市金成普賢堂向田
290	栗原郡金成町賢児字普賢堂桐木沢	栗原市金成普賢堂桐木沢
291	栗原郡金成町賢児字普賢堂橋本	栗原市金成普賢堂橋本
292	栗原郡金成町賢児字普賢堂入ノ沢	栗原市金成普賢堂入ノ沢
293	栗原郡金成町賢児字普賢堂福田	栗原市金成普賢堂福田
294	栗原郡金成町賢児字普賢堂宮ノ沢	栗原市金成普賢堂宮ノ沢
295	栗原郡金成町賢児字普賢堂粒良田	栗原市金成普賢堂粒良田
296	栗原郡金成町賢児字普賢堂板小関	栗原市金成普賢堂板小関
297	栗原郡金成町賢児字普賢堂角下	栗原市金成普賢堂角下
298	栗原郡金成町賢児字普賢堂荒谷	栗原市金成普賢堂荒谷
299	栗原郡金成町賢児字普賢堂松林	栗原市金成普賢堂松林
300	栗原郡金成町賢児字普賢堂中井	栗原市金成普賢堂中井
301	栗原郡金成町賢児字普賢堂高田	栗原市金成普賢堂高田
302	栗原郡金成町賢児字普賢堂要害	栗原市金成普賢堂要害
303	栗原郡金成町賢児字普賢堂後谷地	栗原市金成普賢堂後谷地
304	栗原郡金成町賢児字普賢堂土栗	栗原市金成普賢堂土栗
305	栗原郡金成町賢児字普賢堂花館	栗原市金成普賢堂花館
306	栗原郡金成町賢児字普賢堂岩下	栗原市金成普賢堂岩下
307	栗原郡金成町賢児字普賢堂中川	栗原市金成普賢堂中川
308	栗原郡金成町賢児字普賢堂大谷地	栗原市金成普賢堂大谷地
309	栗原郡金成町賢児字普賢堂三沢	栗原市金成普賢堂三沢
310	栗原郡金成町賢児字普賢堂普賢前	栗原市金成普賢堂普賢前
311	栗原郡金成町賢児字普賢堂小田前	栗原市金成普賢堂小田前
312	栗原郡金成町賢児字普賢堂苗代沢	栗原市金成普賢堂苗代沢
313	栗原郡金成町賢児字普賢堂長谷地	栗原市金成普賢堂長谷地
314	栗原郡金成町賢児字普賢堂黒江	栗原市金成普賢堂黒江
315	栗原郡金成町賢児字普賢堂八坂	栗原市金成普賢堂八坂
316	栗原郡金成町賢児字普賢堂三峯	栗原市金成普賢堂三峯
317	栗原郡金成町津久毛字小迫四海崎	栗原市金成小迫四海崎
318	栗原郡金成町津久毛字小迫金沼	栗原市金成小迫金沼
319	栗原郡金成町津久毛字小迫荒崎	栗原市金成小迫荒崎
320	栗原郡金成町津久毛字小迫要	栗原市金成小迫要
321	栗原郡金成町津久毛字小迫原岸	栗原市金成小迫原岸
322	栗原郡金成町津久毛字小迫上原岸	栗原市金成小迫上原岸
323	栗原郡金成町津久毛字小迫大橋	栗原市金成小迫大橋
324	栗原郡金成町津久毛字小迫高見山	栗原市金成小迫高見山
325	栗原郡金成町津久毛字小迫宿	栗原市金成小迫宿
326	栗原郡金成町津久毛字小迫花館	栗原市金成小迫花館
327	栗原郡金成町津久毛字小迫山神	栗原市金成小迫山神
328	栗原郡金成町津久毛字小迫三嶋	栗原市金成小迫三嶋
329	栗原郡金成町津久毛字小迫中崎	栗原市金成小迫中崎
330	栗原郡金成町津久毛字小迫油田	栗原市金成小迫油田
331	栗原郡金成町津久毛字小迫後山	栗原市金成小迫後山
332	栗原郡金成町津久毛字小迫中沢	栗原市金成小迫中沢
333	栗原郡金成町津久毛字小迫小坊沢	栗原市金成小迫小坊沢
334	栗原郡金成町津久毛字小迫穴山	栗原市金成小迫穴山
335	栗原郡金成町津久毛字岩崎山畑	栗原市金成津久毛岩崎山畑
336	栗原郡金成町津久毛字岩崎江洲	栗原市金成津久毛岩崎江洲
337	栗原郡金成町津久毛字岩崎沢	栗原市金成津久毛岩崎沢
338	栗原郡金成町津久毛字岩崎菜畑沢	栗原市金成津久毛岩崎菜畑沢
339	栗原郡金成町津久毛字岩崎頼母沢	栗原市金成津久毛岩崎頼母沢
340	栗原郡金成町津久毛字岩崎備後沢	栗原市金成津久毛岩崎備後沢

## 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
341	栗原郡金成町津久毛字岩崎大沢田	栗原市金成津久毛岩崎大沢田
342	栗原郡金成町津久毛字岩崎日影	栗原市金成津久毛岩崎日影
343	栗原郡金成町津久毛字岩崎漆沢	栗原市金成津久毛岩崎漆沢
344	栗原郡金成町津久毛字岩崎山根	栗原市金成津久毛岩崎山根
345	栗原郡金成町津久毛字岩崎江合	栗原市金成津久毛岩崎江合
346	栗原郡金成町津久毛字岩崎東谷地	栗原市金成津久毛岩崎東谷地
347	栗原郡金成町津久毛字岩崎水押	栗原市金成津久毛岩崎水押
348	栗原郡金成町津久毛字岩崎小松	栗原市金成津久毛岩崎小松
349	栗原郡金成町津久毛字岩崎谷地	栗原市金成津久毛岩崎谷地
350	栗原郡金成町津久毛字岩崎両股	栗原市金成津久毛岩崎両股
351	栗原郡金成町津久毛字岩崎館前	栗原市金成津久毛岩崎館前
352	栗原郡金成町津久毛字岩崎西谷地	栗原市金成津久毛岩崎西谷地
353	栗原郡金成町津久毛字岩崎次郎前	栗原市金成津久毛岩崎次郎前
354	栗原郡金成町津久毛字岩崎末水	栗原市金成津久毛岩崎末水
355	栗原郡金成町津久毛字平形松迫	栗原市金成津久毛平形松迫
356	栗原郡金成町津久毛字平形大橋	栗原市金成津久毛平形大橋
357	栗原郡金成町津久毛字平形名地三味沢	栗原市金成津久毛平形名地三味沢
358	栗原郡金成町津久毛字平形蔵本沢	栗原市金成津久毛平形蔵本沢
359	栗原郡金成町津久毛字平形蔵本前	栗原市金成津久毛平形蔵本前
360	栗原郡金成町津久毛字平形堂場沢	栗原市金成津久毛平形堂場沢
361	栗原郡金成町津久毛字平形鳥子沢	栗原市金成津久毛平形鳥子沢
362	栗原郡金成町津久毛字平形後沢	栗原市金成津久毛平形後沢
363	栗原郡金成町津久毛字平形上内ノ目	栗原市金成津久毛平形上内ノ目
364	栗原郡金成町津久毛字平形下内ノ目	栗原市金成津久毛平形下内ノ目
365	栗原郡金成町津久毛字平形上沖	栗原市金成津久毛平形上沖
366	栗原郡金成町津久毛字平形悪戸	栗原市金成津久毛平形悪戸
367	栗原郡金成町津久毛字平形下沖	栗原市金成津久毛平形下沖
368	栗原郡金成町津久毛字平形寺前	栗原市金成津久毛平形寺前
369	栗原郡金成町津久毛字平形谷地	栗原市金成津久毛平形谷地
370	栗原郡金成町津久毛字平形南谷地	栗原市金成津久毛平形南谷地
371	栗原郡金成町津久毛字平形松迫前	栗原市金成津久毛平形松迫前
372	栗原郡金成町津久毛字平形八幡沖	栗原市金成津久毛平形八幡沖
373	栗原郡金成町津久毛字平形中沢	栗原市金成津久毛平形中沢
374	栗原郡金成町津久毛字平形寺沖	栗原市金成津久毛平形寺沖
375	栗原郡金成町津久毛字平形上高田	栗原市金成津久毛平形上高田
376	栗原郡金成町津久毛字平形運南田	栗原市金成津久毛平形運南田
377	栗原郡金成町津久毛字平形新上沖	栗原市金成津久毛平形新上沖
378	栗原郡金成町大堤字大原木鳴屋敷	栗原市金成大原木鳴屋敷
379	栗原郡金成町大堤字大原木大巻	栗原市金成大原木大巻
380	栗原郡金成町大堤字大原木井戸端	栗原市金成大原木井戸端
381	栗原郡金成町大堤字大原木琴野待	栗原市金成大原木琴野待
382	栗原郡金成町大堤字大原木赤江	栗原市金成大原木赤江
383	栗原郡金成町大堤字大原木川畑	栗原市金成大原木川畑
384	栗原郡金成町大堤字大原木神明	栗原市金成大原木神明
385	栗原郡金成町大堤字大原木川南	栗原市金成大原木川南
386	栗原郡金成町大堤字大原木袖山	栗原市金成大原木袖山
387	栗原郡金成町大堤字大原木新大巻	栗原市金成大原木新大巻
388	栗原郡金成町大堤字大原木川畑田	栗原市金成大原木川畑田
389	栗原郡金成町大堤字大原木神明田	栗原市金成大原木神明田
390	栗原郡金成町大堤字大原木駅前	栗原市金成大原木駅前
391	栗原郡金成町大堤字大原木熊谷	栗原市金成大原木熊谷
392	栗原郡金成町大堤字大原木鶴田	栗原市金成大原木鶴田

## 町村合併に伴う字名変更一覧表

No.	現行	平成17年4月1日以降
393	栗原郡金成町大堤字大原木道場	栗原市金成大原木道場
394	栗原郡金成町大堤字大原木百目鬼	栗原市金成大原木百目鬼
395	栗原郡金成町大堤字大原木川原	栗原市金成大原木川原
396	栗原郡金成町大堤字大原木平地	栗原市金成大原木平地
397	栗原郡金成町大堤字大原木雷	栗原市金成大原木雷
398	栗原郡金成町大堤字大原木野川	栗原市金成大原木野川
399	栗原郡金成町大堤字大原木天神原	栗原市金成大原木天神原
400	栗原郡金成町大堤字大原木桧	栗原市金成大原木桧
401	栗原郡金成町大堤字大原木昆沙門	栗原市金成大原木昆沙門
402	栗原郡金成町大堤字大原木金附	栗原市金成大原木金附
403	栗原郡金成町大堤字大原木甲斐中	栗原市金成大原木甲斐中
404	栗原郡金成町大堤字大原木袖南	栗原市金成大原木袖南

報告第30号

合併準備会の設置について

合併準備会を、別紙のとおり設置したので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

# 栗原市合併準備会設置要綱

## (設置及び名称)

第1条 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村(以下「関係町村」という。)は、平成17年4月1日に合併し栗原市に移行するための各種準備事務を円滑に進めるため、栗原市合併準備会(以下「準備会」という。)を置く。

## (準備会の事務)

第2条 準備会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係町村の合併準備事務に係る調整、事業主体、経費負担等に関する協議
- (2) 職員の人事等に関する協議
- (3) その他関係町村の合併準備に必要な事項に関する協議

## (準備会の組織)

第3条 準備会は、関係町村の町村長をもって組織する。

- 2 準備会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、第1項に規定する者の中から互選により定める。

## (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## (準備会の会議)

第5条 準備会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議の開催場所及び日時等は、会長があらかじめ各町村長に通知しなければならない。
- 3 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (委員会)

第6条 準備会は、特定事項を調整するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## (合併準備助役会)

第7条 準備会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、合併準備助役会(以下「助役会」という。)を置く。

- 2 助役会は、関係町村並びに一部事務組合の助役をもって組織する。ただし、助役を置かない町村並びに一部事務組合にあっては、収入役等をもって充てる。
- 3 助役会に助役会長及び副助役会長を置く。
- 4 助役会長及び副助役会長は、第2項に規定する者の中から互選により定める。

( 助役会長及び副助役会長の職務 )

第 8 条 助役会長は、助役会を代表し、会務を総理する。

2 副助役会長は、助役会長を補佐し、助役会長に事故があるときはその職務を代理する。

( 助役会の開催及び報告 )

第 9 条 助役会は、準備会の要請又は助役会長が必要に応じて招集し、助役会長がその議長となる。

2 助役会は、必要に応じて関係町村等の職員を会議に出席させることができる。

3 助役会長は、助役会の協議経過及び結果について、準備会に報告しなければならない。

( 合併準備課長会 )

第 10 条 助役会に提案する必要な事項等について協議又は調整するため、準備会に合併準備課長会 ( 以下「課長会」という。 ) を置く。

2 課長会は、関係町村並びに一部事務組合の合併準備担当課長をもって組織する。

3 課長会に課長会長及び副課長会長を置く。

4 課長会長及び副課長会長は、第 2 項に規定する者の中から互選により定める。

( 課長会長及び副課長会長の職務 )

第 11 条 課長会長は、課長会を代表し、会務を総理する。

2 副課長会長は、課長会長を補佐し、課長会長に事故があるときはその職務を代理する。

( 課長会の開催及び報告 )

第 12 条 課長会は、助役会の要請又は課長会長が必要に応じて招集し、課長会長がその議長となる。

2 課長会は、必要に応じて関係町村等の職員を会議に出席させることができる。

3 課長会長は、課長会の協議経過及び結果について、助役会に報告しなければならない。

( 事務局 )

第 13 条 準備会並びに助役会及び課長会の事務を処理するため、合併準備会事務局を置く。

2 合併準備会事務局は栗原地域合併協議会事務局内に置き、合併準備会事務局の職員は合併協議会事務局職員をもって充てる。

( その他 )

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

# 合併準備体制フロー図

## 合併準備

### 合併準備

栗原市合併準備会  
町 村 長

栗原市合併準備助役会  
町村助役等

栗原市合併準備課長会  
町村合併準備担当課長

栗原市合併準備会事務局  
合併協議会事務局兼務

### 各町村

町 村 長

助 役 等

合併事務担当課長  
合併準備担当課長

合併事務担当  
合併準備担当

## 合併協議

### 栗原地域合併協議会

合併協議会

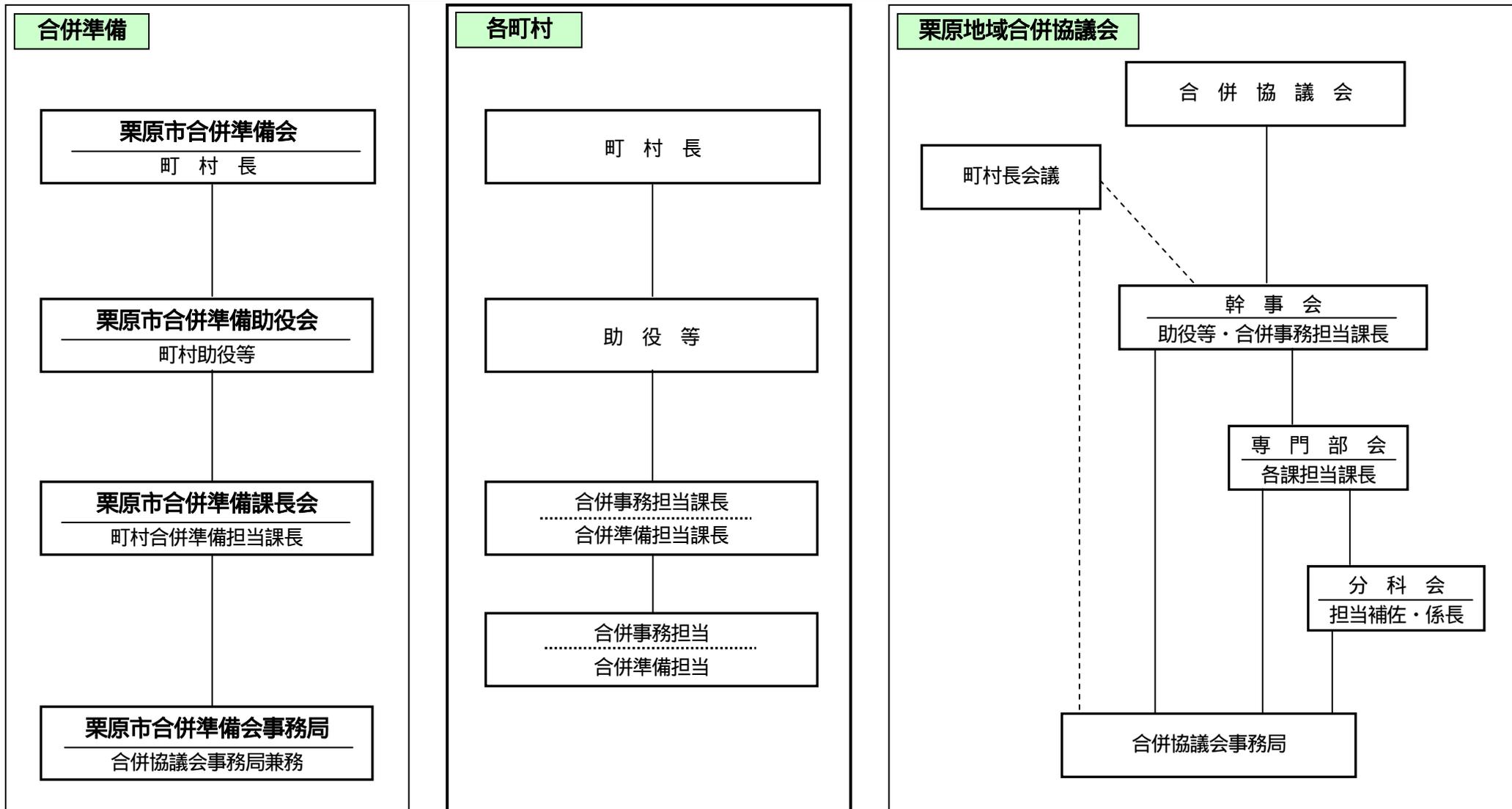
町村長会議

幹事会  
助役等・合併事務担当課長

専門部会  
各課担当課長

分科会  
担当補佐・係長

合併協議会事務局



栗原市移行準備スケジュール一覧表

項目	種別	細部	主業務担当	H16年					H17年									
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
1 例規の整備																		
	1次原案の確認及び審査	ぎょうせい作成の原案を検討審査しぎょうせいへ指示する。	各分科会	随時開催														
	2次原案の確認及び審査	ぎょうせいからの2次原案の再検討及び審査し、合併準備助役会・合併準備会へ報告	各部会・分科会		随時開催し報告													
	条例原案の確定	1月中旬を目途に条例案を確定する	合併準備課長会						確定									
	ぎょうせいの作業	1次2次確定原案を作成編集する。例規集目次案を作成。条例等の浄書作成。仮例規集の作成。	(株)ぎょうせい	1次原案作成		2次原案作成			仮例規集目次案の作成		仮例規集の作成							
	専決処分する条例(即時)	協議会、各町村議会に一覧表の事前提案、確認	合併準備会事務局							専決・公布・告示の準備		告示		議会に報告・承認				
	合併初日に施行させない条例等(漸次)	市長の政策判断によるもの	"										随時議会に提案					
2 事務事業一元化調整																		
	事務事業の一元化	各種事務事業の確認調整	各部会・分科会 合併準備課長会	随時例規の整備と整合を取りながら調整														
3 栗原市事務処理マニュアルの作成																		
	作成作業		各部会・分科会 合併準備課長会	事務事業を一元化しながら随時作成						職員研修								
4 住所表示の変更手続き																		
	町名字名の変更	字名の変更等が可能な地域においては、合併時までに調整	関係町村	町村毎に住民説明会等により決定		関係機関と協議				告示準備	専決処分・告示・知事へ届け出(4/1)	議会に報告・承認						
	合併に伴う変更	市(旧町村名)とし、町・村の表記は除く。	各町村		関係機関と協議				告示準備									
	関係機関との協議	法務局・国税局・郵政公社等と協議	関係町村		関係機関と事前協議													
5 福祉事務所設置準備																		
	生活保護	保護決定・手当の支給・措置・調査等	総務部会・保健福祉部会・栗原保健福祉事務所 合併準備課長会	設置準備(条例規則整備、事務引継ぎ準備等)				事務引継ぎ										
	児童福祉・障害福祉等	手当の支給・措置・調査等		職員(生活保護担当派遣研修)														
				設置準備(条例規則整備、事務引継ぎ準備等)				事務引継ぎ										
6 一部事務組合等の各種手続き																		
	別紙「一部事務組合等の各種手続き」(P6)																	
7 附属機関の設置準備																		
	合併時に設置するもの		各部会 合併準備課長会	各部会で検討し、設置準備をする								設置						
	合併後に設置するもの												設置					

栗原市移行準備スケジュール一覧表

項目	種別	細部	主業務担当	H16年					H17年								
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
8 公共的団体の調整指導																	
	合併時まで統合できる団体		各町村	統合を推進する													
	統合に時間を要する団体		"									引き続き統合を推進する					
9 栗原市行政組織等の整備																	
	本庁・総合支所の行政組織の細部決定	総務部会で調整し、合併準備助役会・合併準備会で決定	総務部会 合併準備助役会	随時開催し、合併準備会へ報告し決定													
	事務分掌の確定	各部・課・係の事務分掌の決定	"	随時開催し、合併準備会へ報告し決定													
10 一般職員の人事配置																	
	人事配置調整			協議・原案作成													
	職員異動内示							1次内示	2次内示		辞令準備	辞令交付					
	本庁各課	担当部長・課長を中心とした移行調整会議を開催	市担当部長・課長					内示後移行準備									
	各総合支所	各総合支所単位での移行調整会議を開催	総合支所長・課長					内示後移行準備									
11 栗原市長職務執行者の選任準備																	
	栗原市長職務執行者の選任	4 / 1 ~ 市長選挙日までの間 (地方自治法施行令第1条の2)	合併準備会									協議により選任	職務遂行				
12 栗原市収入役職務代理者の選任準備																	
	栗原市収入役職務代理者の選任	市長就任後、議会の同意を得て新収入役が就任するまでの間職務を代理すべき吏員を定める (地方自治法 第170条3項5項6項)	合併準備会									協議	選任				
13 暫定教育委員の選任準備																	
	暫定教育委員の選任	合併日に旧町村の委員から臨時に5人選任する。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条)	合併準備会									協議	選任				
14 暫定固定資産評価審査委員の選任準備																	
	暫定固定資産評価審査委員の選任	合併日に旧町村の委員から3人選任する (地方税法第423条8項)	合併準備会									協議	選任				
15 暫定選挙管理委員の互選準備																	
	選挙管理委員会	旧町村委員の互選により合併日4人の委員を定め委員会開催 (地方自治法施行令第4条)	選挙管理委員会									互選会準備	互選会				

栗原市移行準備スケジュール一覧表

項目	種別	細部	主業務担当	H16年					H17年								
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
16 その他非常勤特別職の委嘱準備																	
	合併日に設置するもの		各部会 合併準備課 長会							委嘱案を検討し、合併準備助役 会・合併準備会で決定	委嘱						
	合併後に設置するもの		"							委嘱案を検討し、合併準備助役 会・合併準備会で協議		随時委嘱					
17 地域審議会委員の選任準備																	
	地域審議会委員の選任準備	各町村15名ずつの委員の選任準備	合併準備会							選任の準備	選任						
18 栗原市の暫定予算・本予算の編成																	
	H17栗原市暫定予算		企画財政部会 合併準備課長会	予算編成方針を策定		予算入力		予算査定 本・暫定予 算へ分割	暫定予算作成	暫定予算 施行							
	H17栗原市本予算		"						本予算原案調製	本予算案編成作業	定例議会 提案						
	合併関連予算	庁舎改修関係経費(庁舎改修、議場、電 話、庁舎銘板他)、各町村負担割合の決 定	"	随時会議を開催し、調整し決定													
19 栗原市後期過疎地域自立促進計画策定準備																	
	過疎地域自立促進計画		企画財政部会 合併準備課長会	過疎計画事業再調 査	事業計画調整し、幹事会・町村長会議へ報告し、素案確定					過疎地域 公示	県と協議	議会議決 ・3大臣へ 提出					
20 各町村・一部事務組合決算準備																	
	H16町村決算		企画財政部会 会計部会							2月末仮 年度末	出納整理 打切決算	新市で引継ぎ、決算書等の作成					
21 財産等点検・整理																	
	財産管理台帳	各分野全ての財産の確認・整理	合併準備課長会	再点検、整備(様式の検討)					新市へ引 継ぎ準備	新市で引 き受け							
	施設管理台帳	各分野全ての施設の確認・整理	"														
	備品管理台帳	各分野で全ての備品の確認・整理	"	簿冊調査の実施(文書の削減を実践し、移動量を減少) 歴史的文書の整理(廃棄・保存) 永久構造物の各施設の図面					新市で引 き受け								
	簿冊	永年保存、未整理なものの確認・整理	"														
	古文書等	永年保存、未整理なものの確認・整理	"							自動更新の契約、集落、個人に対する使用収益等の権利関係に関するもの等の再点検							
	契約書・覚書	永年保存、未整理なものの確認・整理	"														
22 庁舎改修																	
	本庁舎・分庁舎・各総合支所の改 修	・本庁舎議場関連改修 ・事務室改修 ・電気関連改修 ・電話改修	合併準備課長会		現況調査 (町村、一組)	改修計画・調査設計	改修工事										
	電算室等の改修	本庁舎以外の電算室の改修 (本庁は[17電算システム統合関係]に掲載)	情報化プロジェクトチーム		現況調査 (町村、一組)	改修計画・調査設計	改修工事										

栗原市移行準備スケジュール一覧表

項目	種別	細部	主業務担当	H16年					H17年										
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
23 電算システム統合準備																			
	契約関係	事務委託議案・規約・負担割合、システム統合契約、回線借り上げ、設計・工事契約	情報化プロジェクトチーム		システム統合等・回線借上契約	サーバー室工事業者決定				ネットワーク工事業者決定									
	ネットワーク関係	庁舎内ネットワーク設計・工事	情報化プロジェクトチーム		庁舎内ネットワーク設計業者決定	ネットワーク整備設計	庁舎内仮ネットワーク配			ネットワーク本工事									
	ハード関係	サーバー室改修、サーバー設置、クライアント設置等	情報化プロジェクトチーム		サーバー室調査設計	サーバー室仮工事	サーバー搬入調整	移行本データ受領		クライアント搬入									
	財務会計システム		情報化プロジェクトチーム				財務会計仮稼働		システム検収										
	その他システム	住基・戸籍・税務等のシステム	各部会・分科会	仕様の作成・確認	システム修正	テスト		総合テスト	操作研修	平行稼働	本稼働								
24 看板などその他合併準備																			
	銘板・看板等改修		合併準備課長会		改修対象の調査・改修計画			改修準備		改修									
	消耗品購入・印刷		"		対象品目・数量の調査(予算編成により)				必要性の検討(査定)	発注準備	発注								
25 引越し・書類移転準備																			
	備品移転・購入	備品・事務什器の調査、配置	合併準備課長会		備品什器調査	配置計画(内示後確定)	移転計画・購入計画	移転作業・購入											
	文書移転	文書・台帳の調査	"		文書配置計画(分類決定)	文書量調査	移転計画	移転作業											
26 事務引継ぎ準備																			
	町村長	「地方自治法施行令第130条」により新市職務執行者に引き継ぐ	合併準備課長会		統一した引継ぎ書式の検討					引継ぎ準備					20日以内				
	助役	「地方自治法施行令第130条」により新市職務執行者に引き継ぐ	"	10日以内															
	収入役	「地方自治法施行令第130条」により収入役職務代理者に引き継ぐ	"	10日以内															
	選挙管理委員長	「地方自治法施行令第140条」により新市選挙管理委員の一人に引き継ぐ	"	10日以内															
	監査委員	「地方自治法施行令第141条」により新市監査委員就任後に引き継ぐ	"	20日以内															
	教育委員会委員長	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第22条」により新市の教育委員会に引き継ぐ	"	20日以内															
	一部事務組合代表	新市職務執行者に引き継ぐ	一部事務組合	速やかに															
	一般職員		合併準備課長会	5日以内															
	合併協議会事務局	業務内容に応じ適宜新市体制に引き継ぐ(引越業務、例規整備、電算統合等)	合併協議会事務局	5日以内															

栗原市移行準備スケジュール一覧表

項目	種別	細部	主業務担当	H16年					H17年								
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
27 市民生活便利帳の作成準備																	
	市民生活便利帳の作成	冊子の作成	合併準備課長会	ページ構成検討・原稿データ収集					印刷業者決定	印刷発注	毎戸配付						
28 閉町村式準備																	
	10町村閉町村式	各町村で実施(3月中旬)	合併準備課長会									各町村で開催					
	10町村役場閉庁式	各町村で実施	"									末日					
29 開庁・開所式準備																	
	本庁開庁式	本庁舎で実施(開催方法、招待者検討)	合併準備課長会						開催方法の検討	開催準備	本庁開催						
	総合支所開所式	各総合支所で実施(開催方法、招待者検討)	"							開催準備	各支所開催						
30 栗原市誕生PR準備																	
	栗原市誕生PR	各庁舎・駅・歩道橋・高速等	合併準備課長会						PR計画の作成	予算	PR準備・実施	PR実施					
31 栗原市長・市議会議員選挙の準備																	
	事前準備		選挙管理委員会	参考:平成17年4・5月の暦					事前準備								
	選挙管理委員会開催	説明会・投票日の決定等	栗原市選挙管理委員会	日	月	火	水	木	金	土				決定日			
	立候補予定者説明会	開催日の設置に関し法令上の制限はない	"						4/1	2				委員会で決定			
	選挙告示日	投票日の7日前	"	3	4	5	6	7	8	9							
	投票日(合併日から50日以内)	5月20日まで	"	10	11	12	13	14	15	16							
				17	18	19	20	21	22	23							
				24	25	26	27	28	29	30							
				5/1	2	3	4	5	6	7							
				8	9	10	11	12	13	14							
				15	16	17	18	19	20	21							

一部事務組合等の各種手続き

組合名	手続き
栗原地域広域行政事務組合 栗原郡衛生処理組合 栗原地域医療組合 鶯沢町外1市9ヶ町村共有林野組合 鶯沢町外1ヶ町共有林野組合 栗駒町・金成町共有林野組合 鹿島堰組合 杭ヶ浦組合 迫川右岸内水処理組合 迫町外三町排水組合	
宮城県市町村退職手当組合	<p>新規団体の加入があった場合</p>
宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合 宮城県市町村自治振興センター	<p>「市町村の合併の特例に関する法律」第9条の3適用                      合併後、新市の定例会等でまとめて、議会議決することができる。(合併後最長期限:6ヶ月)</p>
宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会 宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会 大崎地方水道水質検査協議会 公平委員会に関する事務委託 土地改良事業に関する事務委託(玉沢土地改良事業) 土地改良事業に関する事務委託(板倉頭首工等)	
栗原地域広域介護審査会 築館町・志波姫町介護認定審査会 瀬峰町・高清水町介護認定審査会 栗原地域水道水質検査協議会 栗原地域合併協議会	
学校給食の共同処理に関する事務 下水道の共同処理に関する事務 栗原中央大橋建設事業に関する事務 土地改良事業に関する事務(一堰頭首工等) 土地改良事業に関する事務(伊豆野堰頭首工等) 土地改良事業に関する事務(芝の脇地区基盤整備促進事業)	
若柳町外5町土地開発公社	

報告第 3 1 号

指定金融機関等について

新市における指定金融機関等について、別紙のとおり決定したので報告する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 9 日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅 原 郁 夫

## 指定金融機関等の取扱いについて

新市における指定金融機関等の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・ **指定金融機関関係**

新市の指定金融機関は、株式会社 七十七銀行とする。

- ・ **指定代理金融機関関係**

新市の指定代理金融機関は、栗っこ農業協同組合、株式会社 仙台銀行とする。

- ・ **収納代理金融機関関係**

新市の収納代理金融機関については、仙北信用組合、東北労働金庫、一関信用金庫、株式会社 岩手銀行、日本郵政公社とする。

### 【協議・選定の経過】

平成16年5月21日	第1回栗原管内町村収入役会議
平成16年6月1日～11日	指定金融機関等アンケート調査の実施 及び財務諸表の提出（6団体）
平成16年8月4日	第2回栗原管内町村収入役会議
平成16年8月6日～16日	指定金融機関「可能」と回答した3金融機関への財務 指標の提出依頼
平成16年8月19日	第3回栗原管内町村収入役会議
平成16年8月23日	第27回町村長会議
平成16年8月30日	第24回幹事会
.....	.....

### 【指定金融機関の選定理由】

指定金融機関等を選定する一つの判断材料として、栗原管内にある各金融機関を対象にアンケート調査を実施した。

その結果、指定金融機関を希望する「仙北信用組合」「株七十七銀行」「栗っこ農業協同組合」の3金融機関を検討した。

詳細的には、平成17年4月1日からペイオフの全面解禁に対する安全性の確認から、3金融機関から提出を受けた「財務指標」の比較検討を行い、新市の多額な公金を取扱う指定金融機関として、運用資金量の安定性や預金残高、貸出金額のバランス性や不良債権処理等の推移、自己資本比率等を検討した。

また、地方自治法施行令第168条の2（指定金融機関の責務）の重要な立場から、指定代理金融機関や収納代理金融機関等の公金収納や支払事務の総括、公金の取扱い等の指導性、金融機関としての公金の取扱い経験等も検討した。

その結果、総合的に評価し「株七十七銀行」を選定した。

### 【指定代理金融機関、収納代理金融機関の選定理由】

指定代理金融機関については、10 町村のこれまでの歴史的な背景、地域性をもとに考慮し、栗原管内で 2 町ずつの指定金融機関の経験を持つ「栗っこ農業協同組合」「(株)仙台銀行」二つの金融機関を選定した。

また、収納代理金融機関については、これまでの地域性、住民の利便性に配慮し、郡内各町村の収納代理金融機関として経験のある全ての金融機関を選定した。

報告第32号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

# 合併協議会協定項目調整内容一覧

(平成16年10月15日現在)

No	協議番号	協定項目	協議会確認内容	要調整数	調整結果	
1	協議第15号	納税関係事業について	納税組合については、社会的役割が大きいと思われるので、そのまま新市に引き継ぐものの、 <b>補助金、助成金、奨励金</b> については、見直す方向で調整する。	2	税務分科会で調整中	
			口座振替については、住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。 <b>口座振替手数料</b> については、統一する方向で調整する。		会計分科会で調整中	
2	協議第19号	消防防災関係事業について	<b>災害対策本部</b> については、防災又は災害時に果たす役割は大きく、新市移行までに調整するものとする。	2	消防分科会で調整中	
			防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。 <b>災害対策基準等（行動マニュアル）</b> を新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。			
			<b>自主防災組織</b> については、合併時までに調整する。	1	婦人防火クラブ.....組織統合する 消防団後援会 / 消防団世話係 / 自衛消防隊 / 職員消防隊.....現行のとおりとする	
3	協議第20号	建設関係事業について	新市における新規入居者に係る <b>資格要件</b> については、合併時までに統一する。	1	入居資格要件 公営住宅の入居資格要件については、県営住宅条例第6条の例による。（準拠法令；公営住宅法第23条、同法第24条及び同法施行令第6条（住居資格））連帯保証人については、県営住宅条例第10条の例による。（県内在住者1名に統一） 特定公共賃貸住宅の入居資格要件については、県特定公共賃貸住宅条例第4条及び同条例施行規則第2条の例による。連帯保証人については、県特定公共賃貸住宅条例第9条第1項第1号及び同条例施行規則第7条の例による。（県内在住者1名に統一） 公営住宅法等に基づかない住宅の入居資格要件については、公営住宅法に基づく住宅に準ずる。ただし、鶯沢町一般町営住宅は現行のとおり新市に引き継ぐ。（県営住宅条例等は別紙資料1のとおり）	
4	協議第28号	商工観光関係事業について	1 中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、 <b>損失補償</b> については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。	1	損失補償については宮城県信用保証協会と損失補償契約を締結することとする	
5	協議第30号	保健関係事業について	(1) 母子保健事業について 乳幼児健診については、対象月齢を3～4ヶ月児、10～11ヶ月児に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。	11	方法：医師が1回に診察できる人数（20人程度）をまとめて3ブロックで実施 若柳、瀬峰、志波姫 栗駒、鶯沢、金成 築館、高清水、一迫、花山 回数：3ブロックそれぞれ月1回	
			1歳6ヶ月児健診については、対象月齢を1歳6ヶ月児に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			
			3歳児健診については、対象月齢を3歳6ヶ月児に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			
			(3) 老人保健事業（教育等）について 個別健康教育については、 <b>委託等</b> も含め合併時までに調整する。			実施方法：厚生省老人保健福祉局老人保健課監修の「個別健康教育マニュアル」に基づき実施 委託：指導部分については職員対応とし、検査部分については委託する
			(4) 老人保健事業（検診）について 基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			会場：総合支所ごと 検診委託先：統一する（大腸がん検診については現行のとおり）
			子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			会場：総合支所ごと 検査項目：問診、細胞診、超音波検査 検診委託先：現行のとおり
			骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			会場：総合支所ごと 検査項目：超音波検査（踵骨） 検診委託先：統一する
			前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			会場：総合支所ごと 検査項目：問診、PSA検査（血液） 検診委託先：統一する
			C型肝炎検診（節目検診）については、対象年齢は現行のとおりとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。			会場：総合支所ごと 検査項目：問診、ウイルス検査（血液） 検診委託先：統一する
C型肝炎検診（節目外検診）については、対象を築館町の例により統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。	会場：総合支所ごと 検査項目：問診、ウイルス検査（血液） 検診委託先：現行のとおり					
総合検診については、対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、 <b>その他の内容</b> については合併時までに調整する。	総合検診...人間ドック 検診委託先：市立3病院を基本とする					

# 合併協議会協定項目調整内容一覧

(平成16年10月15日現在)

No	協議番号	協定項目	協議会確認内容	要調整数	調整結果
6	協議第35号	農林水産関係事業(その1)について	6 各種制度資金の <b>利子補給</b> については、合併時までに調整する。ただし、合併前までに決定した利子補給については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。	1	別紙資料2のとおり
7	協議第36号	一般職の職員の身分の取扱いについて	3 <b>職名及び職務内容</b> については、人事管理の適正化の観点から合併時までに調整するものとする。	1	別紙資料3のとおり
8	協議第37号	特別職の職員の身分の取扱いについて	1. 常勤特別職(市長、助役、収入役、教育長) (2) <b>給与の額</b> については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。	3	古川市の例及び現行の10町村の例等を基準として調整(詳細は別紙資料4のとおり)
			2. 非常勤特別職(議会議員、農業委員会委員) (2) <b>報酬の額</b> については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。		
			3. 非常勤特別職(行政委員会委員) (2) <b>報酬の額</b> については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。	2	総務部会で調整中
			4. 非常勤特別職(その他) (1) <b>現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるもの</b> については合併時までに統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。 (2) <b>人数、任期及び報酬額等</b> については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。		
9	協議第38号	高齢者福祉事業について	1 2 在宅介護支援センター業務の <b>基幹型</b> については、合併時までに一ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	1	基幹型在宅介護支援センターについては、保健福祉部に置く。
10	協議第42号	農林水産関係事業(その2)について	6 土地改良財産の維持管理に係る <b>分担金制度</b> 及び <b>水利地益税制度</b> については、合併時までに調整する。	1	分担金制度については現行のまま新市に引き継ぎ、水利地益税制度は分担金制度に切り替えるものとする。
11	協議第45号	社会教育事業について	9 <b>入館料、観覧料</b> については、合併時までに調整する。	1	一般(学生を含む).....個人200円/団体160円 小学生・中学生・高校生、及びこれに準ずるもの.....個人100円/団体80円 「一般」とは、原則として18歳以上の者をいう。「団体」とは、20人以上をいう。(現況は別紙資料5のとおり)
12	協議第49号	使用料、手数料の取扱いについて	1 使用料については、次のとおり調整する。 (1) 施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の <b>減免に関する規定</b> については、類似施設で相違のないよう合併時までに調整する。	1	別紙資料6のとおり
13	協議第51号	補助金、交付金等の取扱いについて	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。 (1) 町村で交付している <b>共通の補助金等</b> については、関係団体の理解と協力を得て、合併時までに調整する。	1	17年度補助金額については、16年度補助額を下回らない補助金額とする
14	協議第54号	国民健康保険事業の取扱いについて	2 保健事業( <b>国保分</b> )については、合併時までに調整する。	1	保健事業(国保分)については、各種検診料金の自己負担額の2/3とする。(詳細は別紙資料7のとおり)
15	協議第55号	一部事務組合等の取扱い(その2)について	1 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、 <b>栗原中央病院の手数料等</b> については、合併時までに調整するものとする。	3	手数料 第19回協議会(6月8日)報告第25号(協議第56号/病院、診療所の取扱い)で報告済  鶯沢町外1市9ヶ町村共有林野組合.....今年9月30日付で古川市が脱退し、10月1日から鶯沢町外9ヶ町村共有林野組合に組織変更済。合併の前日をもって当組合を解散し、事務及び財産については新市に引き継ぐものとする 鶯沢町外一ヶ町共有林野組合..... 鶯沢町、栗駒町において 協議調整中 栗駒町・金成町共有林野組合.....合併の前日をもって解散し、財産については新市に引き継ぐものとする  事務、所有する財産については新市に引き継ぐものとして確認済
			2 <b>鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合</b> 及び <b>鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合</b> については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。		
			4 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その <b>事務及び所有する財産</b> については、関係町の協議を踏まえ、解散時までに調整するものとする。		

県営住宅条例(抜粋)  
(入居者の資格)  
第6条 普通県営公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
(1) 法23条各号(令第6条第1項各号のいずれかに該当する者にあつては、法第23条第2号及び第3号)の条件を具備する者。ただし、法第23条第2号ロに掲げる公営住宅に該当する普通県営住宅に入居することができる者は、同条各号の条件を具備するほか、災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者とする。  
(2) 法第24条第1項の規定により、法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの  
(3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14条)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの  
2 法第23条第2号イ又はロに規定する事業主体が条例で定める金額は、それぞれ令第6条第3項第1号又は第2号に定める金額とする。  
3 改良県営住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する者とする。  
4 前項に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同項の規定にかかわらず、第1項各号のいずれかに該当する者(その収入の額が住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第12条後段の規定により読み替えて準用される令第6条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める収入の額を超える者を除く。)は、改良県営住宅に入居することができる。

公営住宅法第23条(入居者資格)及び令第6条の概要  
入居者資格  
法第23条の概要  
入居者が次の条件を具備する者及び老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者については政令で定める者  
1 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同等、婚姻の予約者)があること。  
2 収入が政令で定める金額以下で、事業主体が条例で定める金額を超えないこと。  
3 現に住宅に困窮していることが明らかな者  
4 被災市街地復興特別措置法第21条の規定による被災者等が被災後3年の間に申し込みする場合には、上記条件を具備する者とみなす。  
  
令第6条の概要(法第23条に規定する政令で定める者)  
1 五十歳以上の世帯  
2 身障者世帯  
3 戦傷病者世帯  
4 原子爆弾被爆者  
5 生活保護者  
6 海外からの引揚者  
7 ハンセン病者

政令で定める金額(入居収入基準)  
  
収入基準 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計から、政令で定めている扶養等の額を控除し12で除した額  
  
裁量階層世帯 月収 268,000円以下  
  
入居者又は同居者に身体障害者手帳1級～4級に該当する者がある世帯  
入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが50歳以上又は18歳未満である場合  
入居者又は同居者に戦傷病者手帳 特別項症～第6項症に該当する者がある世帯  
入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により厚生労働大臣の認定を受けているもの  
入居者又は同居者に海外からの引揚者で、引き揚げた日から起算して5年が経過していない者がある場合  
生活保護法に規定する被保護者  
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等  
  
一般世帯 月収 200,000円以下  
  
裁量階層以外の場合

県特定公共賃貸住宅条例(抜粋)  
(申込者の資格)  
第4条 特定公共賃貸住宅に入居の申込みをすることができる者は、所得が知事の定める基準に該当する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。  
(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるもの  
(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として知事が定めるもの  
(3) 同居親族がない者であつて、地域の実情を勘案して特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるものとして知事が定めるもの  
  
県特定公共賃貸住宅条例施行規則(抜粋)  
(申込者の資格)  
第2条 条例第4条に規定する所得の基準は、所得が入居の申込みをする日において20万円以上60万1千円以下であることとする。

県特定公共賃貸住宅条例施行規則等の概要(入居所得の基準)  
  
所得金額 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計から、法施行規則で定めている扶養等の額を控除し12で除した額  
  
条例第4条に規定する所得の基準 金額20万円以上60万1千円以下  
  
条例第4条第2号に規定するもの  
公営住宅法に規定する災害により住宅を失った者  
不良住宅の撤去により住宅を失った者  
公営住宅法に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却により住宅を失った者  
土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、都市計画法に基づく都市計画事業、都市再開発法に規定する市街地再開発事業等の施行に伴う住宅の除却により住宅を失った者  
上記に準ずる者であつて、知事が入居させることが適当であると認めるもの  
  
条例第4条第3号に規定するもの  
公営住宅法施行令第6条第1項の規定により同居親族がない場合でも公営住宅に入居できるとされた者(同項第5号に掲げる者を除く。)  
上記に準ずる者であつて、知事が入居させることが適当であると認めるもの

鷺沢町 一般町営住宅条例(抜粋)  
  
(入居者の資格)  
第3条 一般町営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。  
(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、単身者で特別の事情があり、町長が入居を必要と認める場合は、この限りでない。  
(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者  
(3) 町内に住所若しくは勤務場所を有し、又は新たに町内に住所を必要とする者であること。

各種制度資金の利子補給の調整内容

資金名	利子補給率 (利子補給の内容)
農業経営規模拡大設備等取得資金	別紙の「制度資金等の一覧表」に統一する。
新規就農者促進対策資金	
認定農業者特例農業近代化資金	
農地規模拡大資金	
経営体育成強化資金	
農業経営基盤強化資金	

担い手育成農業経営改善資金	栗原市と栗っこ農業協同組合が基準金利と貸付金利の差額の 1 / 2 ずつを補給する。
---------------	--------------------------------------------

若柳町カトリック・エレベーター利用促進刈取組織育成資金	現行のとおり新市に引き継ぐ。
一迫町認定農業者育成補助 (認定農業者農業近代化資金利子補給への上乗せ)	
担い手育成肥育素牛導入資金(若柳)	

協議第35号 農林水産関係事業(その1)

制度資金等の金利一覧表

区 分	平成16年8月18日以降									末端金利 引上げ率
	償 還 期 限	基準金利	利 子 補 給 ( 助 成 ) 率						貸付金利	
			国	県	市町村	中央会	農協等	振興基金		
農業経営規模拡大設備等取得資金		2.00		0.40	0.40	0.20	0.20		0.80	
新規就農者促進対策資金		2.00		0.40	0.40	0.20	0.20		0.80	
宮城県認定農業者特例農業近代化資金	10年超11年以下	1.55		0.025	0.025				1.50	
	11年超13年以下	1.65		0.075	0.075				1.50	
	13年超14年以下	1.75		0.125	0.125				1.50	
	14年超15年以下	1.85		0.175	0.175				1.50	
農地規模拡大資金	経営体育成強化資金	2.00		0.25	0.25				1.50	
農業経営基盤強化資金	6年以下	1.35		0.125	0.125			0.25	0.85	-0.05
	6年超7年以下	1.55		0.125	0.125			0.25	1.05	0.10
	7年超8年以下	1.65		0.125	0.125			0.25	1.15	
	8年超9年以下	1.85		0.125	0.125			0.25	1.35	0.10
	9年超10年以下	1.95		0.125	0.125			0.25	1.45	0.10
	10年超11年以下	2.05		0.150	0.150			0.25	1.50	0.05
	11年超13年以下	2.15		0.200	0.200			0.25	1.50	
	13年超14年以下	2.25		0.250	0.250			0.25	1.50	
	14年超16年以下	2.35		0.300	0.300			0.25	1.50	
	16年超18年以下	2.45		0.350	0.350			0.25	1.50	
18年超25年以下	2.50		0.375	0.375			0.25	1.50		



## 協議第36号 一般職の職員の身分の取扱い

## 【行政職】

職名	職務の級	職務
部長・部局長 総合支所長	9級	部長、部局長、総合支所長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
次長	8級	次長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
課長	7級	課長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
課長補佐	6級	課長補佐の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
係長 班長	5級	困難な業務を分掌する係長、班長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
係長 班長	4級	係長、班長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
主事	3級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行うものとして市長が規則で定める業務
主事	2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行うものとして市長が規則で定める業務
主事	1級	定型的な業務を行うものとして市長が規則で定める業務

## 【消防職】

職名	職務の級	職務
消防長	9級	消防長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
次長 署長	8級	次長、署長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
課長・副署長 分署長	7級	課長、副署長、分署長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
課長補佐	6級	課長補佐の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
係長	5級	困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
係長	4級	係長の職務又はこれに相当するものとして市長が規則で定める職の職務
係員	3級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行うものとして市長が規則で定める業務
係員	2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行うものとして市長が規則で定める業務
係員	1級	定型的な業務を行うものとして市長が規則で定める業務

協議第37号 特別職の身分の取扱い

資料4

		栗原市		古川市		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村													
H16.7月末住基人口		83,400		73,684																								
市長	月額	979,000	古川市の例を基準として調整する。	月額	979,000	月額	852,000	月額	842,000	月額	852,000	月額	790,000	月額	821,000	月額	786,000	月額	786,000	月額	821,000	月額	821,000	月額	734,000			
助役	"	785,000		"	785,000	"	613,000	"	606,000	"	613,000	"	593,000	"	606,000	"	590,000	"	590,000	"	606,000	"	606,000	"	544,000			
収入役	"	688,000		"	688,000	"	582,000	"	575,000	"	582,000	"	575,000	"	573,000	"	572,000	"	572,000	"	573,000	"	573,000	"	517,000			
教育長	"	644,000		"	644,000	"	531,000	"	525,000	"	531,000	"	533,000	"	524,000	"	510,000	"	510,000	"	510,000	"	545,000	"	524,000	"	467,000	
議会	議長	月額	529,000	月額	529,000	月額	292,000	月額	289,000	月額	292,000	月額	255,000	月額	282,000	月額	260,000	月額	260,000	月額	260,000	月額	280,000	月額	280,000	月額	246,000	
	副議長	"	458,000	"	458,000	"	241,000	"	239,000	"	241,000	"	213,000	"	236,000	"	217,000	"	217,000	"	217,000	"	234,000	"	234,000	"	209,000	
	議員	"	428,000	"	428,000	"	228,000	"	226,000	"	228,000	"	196,000	"	224,000	"	200,000	"	200,000	"	200,000	"	222,000	"	222,000	"	190,000	
農業委員会	会長	月額	74,400 106,400	7月19日までは若柳町の例を基準として調整する。(上段) 7月20日以降新市の農業委員会発足時は古川市の例を基準として調整する。(下段)	月額	106,400	年額	493,000	月額	74,400	年額	483,000	年額	383,000	年額	475,000	年額	420,000	年額	454,000	年額	454,000	年額	448,000	年額	473,000	月額	42,000
	代理	"	39,800 54,100		"	54,100	"	410,000	"	39,800	"	367,000	"	352,000	"	411,000	"	382,000	"	394,000	"	394,000	"	397,000	"	434,000	"	35,000
	委員	"	37,700 45,500		"	45,500	"	401,000	"	37,700	"	354,000	"	336,000	"	393,000	"	365,000	"	377,000	"	377,000	"	374,000	"	407,000	"	34,000
教育委員会	委員長	月額	65,500	古川市の例を基準として調整する	月額	65,500	年額	260,000	年額	257,900	年額	268,000	年額	229,000	年額	227,000	年額	225,000	年額	204,000	年額	204,000	年額	370,000	年額	236,000	年額	178,000
	委員	"	57,700		"	57,700	年額	222,000	"	215,300	年額	214,000	年額	213,000	年額	208,000	年額	210,000	"	187,000	年額	187,000	年額	343,000	年額	220,000	年額	163,000
選挙管理委員会	委員長	月額	35,500	古川市の例を基準として調整する。	月額	35,500	年額	212,000	年額	225,700	年額	195,000	年額	196,000	年額	197,000	年額	190,000	年額	160,000	年額	160,000	年額	150,000	年額	189,000	年額	146,000
	委員	"	28,000		"	28,000	"	175,000	"	143,500	"	172,000	"	180,000	"	178,000	"	175,000	"	139,000	"	139,000	"	140,000	"	164,000	"	106,000
監査委員	識見	月額	144,600	古川市の例を基準として調整する	月額	144,600	年額	330,000	年額	367,200	年額	400,000	年額	315,000	年額	333,000	年額	320,000	年額	299,000	年額	299,000	年額	316,000	年額	316,000	年額	280,000
	議会	"	68,000		"	68,000	"	292,000	"	323,800	"	330,000	"	278,000	"	311,000	"	275,000	"	277,000	"	277,000	"	295,000	"	289,000	"	237,000
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	8,000	県内自治体の平均報酬額で調整する。	年額	83,000	日額	3,700	日額	4,300	日額	6,000	日額	4,800	日額	4,500	日額	5,000	日額	4,500	日額	4,500	日額	4,900	日額	5,700	日額	4,800
	委員	日額	7,500		"	67,900	"	3,700	"	4,000	"	5,700	"	4,800	"	4,400	"	5,000	"	4,300	"	4,300	"	4,500	"	5,600	"	4,600
日額報酬を支給する委員	委員長	日額	5,700	志波姫町の例を基準として調整する。(現行報酬額で最高額)	日額	5,000	日額	3,700	日額	4,300	日額	4,000	日額	4,800	日額	4,500	日額	5,000	日額	4,500	日額	4,500	日額	4,900	日額	5,700	日額	4,800
	委員	日額	5,600		"	5,000	"	3,700	"	4,000	"	4,000	"	4,800	"	4,400	"	5,000	"	4,300	"	4,300	"	4,500	"	5,600	"	4,600

## 協議第45号 社会教育事業

## 入館料、観覧料調整結果

区分	一般(学生を含む)	小学生・中学生・高校生 及びこれに準ずるもの
個人	200円	100円
団体	160円	80円

消費税込

## 参考: 現行の入館料・観覧料

## 白鳥省吾記念館入館料

区分	入館料の額(1人1回につき)	
	一般(学生を含む)	小学生・中学生・高校生 及びこれに準ずるもの
個人	200	100
団体	160	80

備考 消費税除く

- 1 「一般」とは、原則として18歳以上の者をいう。
- 2 「団体」とは、20人以上をいう。

## 一迫町山王考古館観覧料

区分	観覧料(1人1回につき)			
	一般(学生を含む)		小・中学生及び高校生	
	個人	団体	個人	団体
常設展示	200	160	100	80

備考 消費税込

「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料による。

## 一迫町埋蔵文化財センター観覧料

区分	観覧料(1人1回につき)			
	一般(学生を含む)		小・中学生及び高校生	
	個人	団体	個人	団体
常設展示	200	160	100	80

備考 消費税込

「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料による。

## 鶯沢町鉱山資料館観覧料

	大人・大学生	高校生・中学生	小学生
個人	300	200	100
団体	250	150	80

備考 消費税込

「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいい、それぞれの区分に定める観覧料金による。

## 金成町歴史民俗資料館入館料

区分	入館料(1人1回につき)
一般(高校生以上)	200
小学生・中学生	100

消費税込

## 花山村寒湯番所跡観覧料

観覧料の額(1人1回につき)		
個人	一般	200
	小・中学生	100
団体	一般	180
	小・中学生	90

備考 消費税込

団体とは、20人以上をいう。

## 千葉周作ゆかりの家観覧料

## 観覧料の額(1人1回につき)

個人	一般	200
	小・中学生	100
団体	一般	180
	小・中学生	90

備考 消費税込

団体とは、20人以上をいう。

社会教育関係施設

類似施設として減免規程を統一したもの

公民館、文化財保護施設、文化施設、その他社会教育施設

公民館	若柳町中央公民館、若柳町有賀公民館、若柳町畑岡公民館、若柳町大岡公民館、栗駒町公民館、高清水町公民館、一迫町中央公民館、一迫町長崎公民館、一迫町姫松公民館、一迫町金田公民館、瀬峰町公民館、金成町金成公民館、金成町萩野公民館、金成町津久毛公民館、鷺沢町公民館、志波姫町公民館、花山村公民館
文化財保護施設	栗駒町郷土文化保存伝習館、一迫町埋蔵文化財センター
文化施設	栗原文化会館(地域交流棟)、みちのく伝創館
その他社会教育施設	若柳町下町地区コミュニティーセンター、高清水町コミュニティーセンター、高清水町生涯学習館、金成町生涯学習センター、金成町野外活動センター、花山村コミュニティーセンター、草木コミュニティーセンター
<b>減免規定</b>	
1 市又は教育委員会が使用する場合・・・10割	
2 社会教育団体として教育委員会が認めた団体が使用する場合・・・10割	
3 その他教育委員会が特に必要と認めた場合・・・5割	

図書館、記念館

図書館	築館町立図書館研修室等
記念館	伊藤記念館
<b>減免規定</b>	
1 市が主催する行事に使用する場合・・・10割	
2 市内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が学校行事として使用する場合・・・10割	

体育施設その1

総合体育館	築館町総合運動公園(体育館)、若柳町総合体育館、栗駒町総合体育館
多目的広場	築館町多目的競技場、サン・スポーツランド栗駒(陸上競技場)、一迫町多目的広場、金成町健康広場(陸上競技場)
陸上競技場	築館町総合運動公園(陸上競技場)
ゲートボール場	ふれあい交流館ゲートボールコート
武道館	栗駒町民武道館、高清水町民武道館、一迫町民柔剣道場
庭球場	築館町総合運動公園(庭球場)、有賀運動公園庭球場、栗駒町庭球場、高清水町民テニスコート、一迫町中央公園・多目的広場(庭球場)、金成町健康広場(庭球場)
野球場	築館町総合運動公園(野球場)、若柳町野球場、栗駒球場、高清水町民野球場、一迫町中央公園(野球場)、一迫町多目的広場(グラウンド)、金成町健康広場(野球場)
体育センター	築館町勤労者体育センター、高清水町民体育館、鷺沢町民体育館、細倉町民体育館、金成町体育センター、志波姫町体育センター
<b>減免規定</b>	
1 市又は教育委員会が使用する場合・・・10割	
2 市内に設置されている学校教育法第1条に規定する学校が、学校行事として使用する場合 イ)公立学校の場合・・・10割 ロ)私立学校の場合・・・5割	
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、市のスポーツ少年団に登録している団体が、その本来の事業のために使用する場合・・・10割	
4 市内の社会教育団体等がその目的のために使用する場合・・・5割	
5 その他教育委員会が必要と認める場合は、定めにより減免する	

体育施設その2

プール	築館町総合運動公園(プール)、栗駒町民プール
<b>減免規定</b>	
1 市又は教育委員会が使用する場合・・・10割	
2 市内に設置されている学校教育法第1条に規定する学校が、学校行事として使用する場合 イ)公立学校の場合・・・10割 ロ)私立学校の場合・・・5割	
3 宮城県のスポーツ少年団に登録し、かつ、新市のスポーツ少年団に登録している団体が、その本来の事業のために使用する場合・・・10割	
4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の保持者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)別表、第5条に規定する次の事項に該当する者 イ)1級～2級の障害を有する者・・・10割 ロ)3級～6級の障害を有する者・・・5割	
5 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表、第5条に規定する、1級から2級の障害を有する者に付き添う満18歳以上の介護人1人・・・10割	
6 市内の社会教育団体等がその目的のために使用する場合・・・5割	
7 その他教育委員会が必要と認めた場合、定めにより減免する	

交流センター

交流センター	伊豆沼交流センター
<b>減免規定</b>	
1 市立の保育所・幼稚園・小学校・中学校が教育活動の場として使用する場合 ・宿泊使用料(合宿)・・・5割 ・休憩使用料(研修室)・・・10割 ・多目的スポーツ施設・・・10割 ・自炊棟使用料・・・10割 ・野外炊事場使用料・・・10割	
2 社会教育団体が主催する行事に使用する場合 ・宿泊使用料(合宿)・・・5割 ・休憩使用料(研修室)・・・10割 ・多目的スポーツ施設・・・10割 ・自炊棟使用料・・・5割 ・野外炊事場使用料・・・5割	
3 市又は教育委員会が主催する行事に使用する場合 ・宿泊使用料(合宿)・・・5割 ・休憩使用料(研修室)・・・10割 ・多目的スポーツ施設・・・10割 ・自炊棟使用料・・・10割 ・野外炊事場使用料・・・10割	
4 その他教育委員会が特に必要と認めた場合 ・教育委員会が定める額	

文化会館

文化会館	栗原文化会館(ホール棟)、若柳町総合文化センター、鷺沢町振興センター、金成町過疎地域総合センター(けやき会館)
<b>減免規定</b>	
1 市又は教育委員会が使用する場合・・・10割	
2 市内に設置されている学校教育法第1条に規定する学校が、学校行事として使用する場合 イ)公立学校の場合・・・10割 ロ)私立学校の場合・・・5割	
3 営利を目的としない市内の文化団体等が使用し、市民の文化振興のため教育委員会が適当と認める場合 イ)市が共催・後援して行う事業の場合・・・5割 ロ)公民館の補完的機能として使用する場合・・・5割	
4 官公署及び公益法人が公益のため使用する場合・・・5割	
5 その他教育委員会が必要と認めた場合・・・教育委員会が定める額 但し、栗原文化会館ホール棟については、上記3から5は適用しない。	

農林関係施設

類似施設として減免規程を統一したもの

研修センター等

農村環境改善センター	築館町農村環境改善センター(ふるさとセンター)、瀬峰町農村環境改善センター、一迫町農村環境改善センター、金成町農村環境改善センター、志波姫町保健センター兼志波姫町農村環境改善センター
多目的研修センター	若柳町多目的研修センター、若柳町峯地区多目的研修センター、鶯沢町多目的研修センター
活性化センター	栗駒町泉沢活性化センター、栗駒町町田活性化センター、栗駒町芋塚活性化センター
農村婦人の家	一迫町農村婦人の家、志波姫町農村婦人の家
農産加工室	志波姫町農産加工室
<b>減免規定</b> 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 市長が使用料の全部又は一部を免除することが必要と認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)公共団体又は公共的団体等が使用する場合には、使用料の全部。 (2)その他市長が特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部。	

類似施設とは認められないため、現行のとおりとしたもの

直売所

直売所	栗駒町農林水産物直売所
<b>減免規定</b> 1 管理受託者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を受け、利用料金の全部又は一部を免除することができる。 2 利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可書に利用料金減免申請書(様式第5号)を添えて管理受託者に提出しなければならない。	

堆肥センター

堆肥センター	築館町有機肥料センター
<b>減免規定</b> 市長は、畜産振興上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。	

牧場

牧場	栗駒町町営深山牧場
<b>減免規定</b> 市長は、学術研究その他特別な理由があると認める場合は、第6条の使用料及び前条の人工授精手数料を減免することができる。	

牧野関係施設等

牧野関係施設等	金成町萩野団地、金成町有壁団地
<b>減免規定</b> 市長は、特別な理由があると認める場合は、前条の使用料を減免することができる。	

コテージ

コテージ	栗駒コテージ
<b>減免規定</b> 管理受託者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を受け、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

交流センター

交流センター	花山村農山村交流センター(ふるさと交流館)
<b>減免規定</b> 市長は、市内の小・中学生及び高校生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく学習活動として観覧する場合、その他特別の事由があると認められる者については、観覧料の全部又は一部を免除することができる。	

高原創造センター

高原創造センター	栗駒町高原創造センター
<b>減免規定</b> 管理受託者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を受け、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

地域産物展示販売施設

地域産物展示販売施設	一迫町あやめの里・牛瀨特産物直売センター
<b>減免規定</b> 市長は、災害等によりあやめの里又は直売センターを使用することができなかった場合、その他特に必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

地域産物展示販売施設	花山村地域産物展示販売施設
<b>減免規定</b> 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。使用料の全部又は一部を免除するにあいにおいては管理受託者は、使用料の免除の基準を定め、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	

類似施設とは認められないため、現行のとおりとしたもの

公設小売市場

公設小売市場	若柳町公設小売市場
<b>減免規定</b> 市長は、特別な理由があると認める場合は、使用料の一部を免除することができる。	

みちのく風土館

みちのく風土館	栗駒町みちのく風土館												
<b>減免規定</b> 市長は、特別な理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用料の全部又は一部を減免する場合及びその減免の割合は、別表のとおりとする。 別表 1、展示室観覧料													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 団体割引(15名以上)</td> <td>1人につき50円</td> </tr> <tr> <td>2 施設使用優待券発行による割引</td> <td>優待券1枚につき50円 (1人1枚まで)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	減免割合	1 団体割引(15名以上)	1人につき50円	2 施設使用優待券発行による割引	優待券1枚につき50円 (1人1枚まで)						
区 分	減免割合												
1 団体割引(15名以上)	1人につき50円												
2 施設使用優待券発行による割引	優待券1枚につき50円 (1人1枚まで)												
2、施設使用料													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国、県、市又は他の地方公共団体が主催して使用する場合</td> <td>75 / 100</td> </tr> <tr> <td>2 児童生徒が使用する場合</td> <td>100 / 100</td> </tr> <tr> <td>3 商工会、商店会、商業振興協同組合が使用する場合</td> <td>75 / 100</td> </tr> <tr> <td>4 農協、森林組合、その他の団体が使用する場合</td> <td>50 / 100</td> </tr> <tr> <td>5 その他市長が特に認める場合</td> <td>100 / 100</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	減免割合	1 国、県、市又は他の地方公共団体が主催して使用する場合	75 / 100	2 児童生徒が使用する場合	100 / 100	3 商工会、商店会、商業振興協同組合が使用する場合	75 / 100	4 農協、森林組合、その他の団体が使用する場合	50 / 100	5 その他市長が特に認める場合	100 / 100
区 分	減免割合												
1 国、県、市又は他の地方公共団体が主催して使用する場合	75 / 100												
2 児童生徒が使用する場合	100 / 100												
3 商工会、商店会、商業振興協同組合が使用する場合	75 / 100												
4 農協、森林組合、その他の団体が使用する場合	50 / 100												
5 その他市長が特に認める場合	100 / 100												

細倉マインパーク

細倉マインパーク	鷺沢町細倉マインパーク
<b>減免規定</b> 市長は、次の各号の1に該当する場合、使用料を免除又はその納入期限を延長、若しくはその徴収を猶予することができる。 (1)公用、公共用又は公益の用に供する場合。 (2)地震、火災、水害等の災害により、当該使用許可の目的を達し難くなった場合。 (3)その他市長が特別の事情があると認める場合。	

くりはら交流プラザ別館

くりはら交流プラザ別館	くりはら交流プラザ別館
<b>減免規定</b> 管理受託者は、特別の理由があると認める場合は、市長の承認を受け、前条に規定する利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

あやめ園

あやめ園	一迫町山王史跡公園
<b>減免規定</b> 市長は、公園施設の利用者及び入園者の責めに帰することのできない理由によって、それらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料及び入園料の全部又は一部を免除することができる。 市長が使用料及び入園料の全部又は一部を免除することが必要と認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)地方公共団体が使用する場合。 (2)公園施設を設置する場合で、営利を目的としない場合。 (3)その他公益上特に必要とする場合。	

温湯山荘

温湯山荘	花山温泉温湯山荘
<b>減免規定</b> 市民が山荘を使用する場合、又は市長が必要と認める場合は使用料を割引することができる。	

キャンプ場

駒の湯キャンプ場	栗駒町町営駒の湯キャンプ場
<b>減免規定</b> 市長は、特別な理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 市長が使用料の一部を免除することが必要と認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)市内の学校が学校行事として使用する場合…5割 (2)市民が地域の行事として行う場合…3割 (3)50人以上の団体の場合…2割 (4)30人以上の団体の場合…1割	

オートキャンプ場

オートキャンプ場	栗駒町オートキャンプ場
<b>減免規定</b> 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。 利用料金の全部又は一部を免除する場合においては管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	

ハイルザーム栗駒

ハイルザーム栗駒	ハイルザーム栗駒
<b>減免規定</b> 管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。 利用料金の全部又は一部を免除する場合においては管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	

商工観光関係施設

スキー場

スキー場	栗駒町営スキー場
<p><b>減免規定</b></p> <p>市長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>貸スキー等使用料の減額は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。</p> <p>1 貸スキー等使用料</p> <p>ア 市が主催するスキー教室…5割</p> <p>イ 市内の学校が学校行事として行うスキー教室…5割</p> <p>ウ 市民が地域行事として行う児童生徒(中学生以下)のスキー教室…3割</p> <p>エ 50人以上の団体…2割</p> <p>オ 30人以上の団体…1割</p> <p>2 ロープトウ使用料</p> <p>ア 50人以上の団体…2割</p> <p>イ 30人以上の団体…1割</p> <p>ウ 市内の学校が学校行事として行うスキー教室…10割</p>	

いこいの村

いこいの村	いこいの村栗駒
<p><b>減免規定</b></p> <p>指定管理者は、必要があると認める場合は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	

金成延年閣

金成延年閣	金成町 金成延年閣・金成延年閣ゲートボール場
<p><b>減免規定</b></p> <p>管理受託者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>利用料金の全部又は一部を免除する場合には管理受託者は、利用料金の減免の基準を定め、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	

青少年旅行村

青少年旅行村	花山青少年旅行村施設
<p><b>減免規定</b></p> <p>市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>使用料の減免を認める場合は使用の目的が市長が公益上必要と認めるとき及び栗原市に住所を有する青少年が社会教育のため使用する場合に限るものとする。</p>	

福祉関係施設

類似施設として減免規程を統一したもの

老人憩いの家、ふれあいセンター、コミュニティーセンター、活性化センター、老人福祉センター

老人憩いの家	<p>築館町佐野老人憩いの家、築館町留場北老人憩いの家、築館町根岸老人憩いの家、築館町本木老人憩いの家、築館町八幡町老人憩いの家、若柳町町館老人憩いの家、若柳町上在老人憩いの家、若柳町福岡老人憩いの家、若柳町大林老人憩いの家、若柳町かけ老人憩いの家、若柳町新町・北浦老人憩いの家、若柳町有賀老人憩いの家、若柳町多賀老人憩いの家、若柳町敷味老人憩いの家、若柳町米ヶ浦東老人憩いの家、若柳町米ヶ浦中央老人憩いの家、若柳町十文字老人憩いの家、若柳町八木老人憩いの家、若柳町北二股老人憩いの家、栗駒町老人憩いの家</p>
ふれあいセンター	<p>築館町成田ふれあいプラザ、築館町宮野いきいきセンター、若柳町大畑ふれあいセンター</p>
コミュニティーセンター	<p>若柳町高齢者コミュニティーセンター、若柳町上畑岡コミュニティーセンター、栗駒町高齢者コミュニティーセンター、栗駒町高齢者地域福祉施設</p>
活性化センター	<p>一迫町活性化センター</p>
老人福祉センター	<p>築館町高齢者福祉センター、高清水町地域福祉センター、一迫町老人福祉センター、金成町地域福祉総合ケアセンター、鶯沢町老人福祉センター</p>
<p><b>減免規定</b></p> <p>1 市が主催する事業に使用する場合並びに市民に公益性があると市長が認める事業目的を持って使用する場合…10割</p> <p>2 その他市長が特に必要と認める場合…5割</p>	

## 協議第54号 国民健康保健事業

## 〔各種検診費用比較表〕

検診の種類	費用区分等	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
基本健康診査 (8,883円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	2,500	2,000	1,500	1,500	1,500	1,700	2,000	0	1,500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	国保助成額(Bの2/3)C	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	個人負担金(新市)D(B-C)	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	差額(D-A)	-1,600	-1,100	-600	-600	-600	-800	-1,100	900	-600	900
胃がん検診 (5,040円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	2,000	1,500	1,500	1,000	1,200	1,600	100	0	1,100	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	国保助成額(Bの2/3)C	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	個人負担金(新市)D(B-C)	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	差額(D-A)	-1,500	-1,000	-1,000	-500	-700	-1,100	400	500	-600	500
大腸がん検診 (1,785円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	500	500	200	500	400	500	0	0	0	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	国保助成額(Bの2/3)C	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	個人負担金(新市)D(B-C)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	差額(D-A)	-300	-300	0	-300	-200	-300	200	200	200	200
子宮がん検診 (頸部) (7,014円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	2,500	2,100	2,500	1,500	1,700	2,200	1,100	0	1,500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	国保助成額(Bの2/3)C	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	個人負担金(新市)D(B-C)	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	差額(D-A)	-1,800	-1,400	-1,800	-800	-1,000	-1,500	-400	700	-800	700
子宮がん検診 (頸部+体部) (14,028円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	0	4,200	6,000	3,000	3,400	4,400	0	0	3,000	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	国保助成額(Bの2/3)C	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	個人負担金(新市)D(B-C)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	差額(D-A)	1,400	-2,800	-4,600	-1,600	-2,000	-3,000	1,400	1,400	-1,600	1,400
乳がん検診 (視触診) (3,255円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	1,500	1,000	600	1,000	800	2,000	1,000	0	700	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	国保助成額(Bの2/3)C	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	個人負担金(新市)D(B-C)	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	差額(D-A)	-1,100	-600	-200	-600	-400	-1,600	-600	400	-300	400
乳がん検診 (視触診・マンモ) (5,985円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	2,000	1,800	1,900	1,000	1,500	4,000	1,500	0	1,300	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	国保助成額(Bの2/3)C	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	個人負担金(新市)D(B-C)	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	差額(D-A)	-1,400	-1,200	-1,300	-400	-900	-3,400	-900	600	-700	600
肺がん検診 (喀痰) (2,887円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	1,000	800	400	0	700	0	0	0	500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	国保助成額(Bの2/3)C	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	個人負担金(新市)D(B-C)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	差額(D-A)	-700	-500	-100	300	-400	300	300	300	-200	300
前立腺がん検診 (2,100円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	1,800	500	1,800	1,000	1,000	1,000	1,890	0	500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	国保助成額(Bの2/3)C	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	個人負担金(新市)D(B-C)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	差額(D-A)	-1,600	-300	-1,600	-800	-800	-800	-1,690	200	-300	200
肝炎ウイルス検診 (節目) (2,730円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	1,000	1,000	1,300	1,000	1,000	1,000	1,000	0	500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
	国保助成額(Bの2/3)C	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	個人負担金(新市)D(B-C)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	差額(D-A)	-700	-700	-1,000	-700	-700	-700	-700	300	-200	300
肝炎ウイルス検診 (節目外) (5,997円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	1,800	1,900	1,300	1,000	2,000	1,000	1,000	0	500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	国保助成額(Bの2/3)C	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	個人負担金(新市)D(B-C)	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	差額(D-A)	-1,200	-1,300	-700	-400	-1,400	-400	-400	600	100	600
骨密度検査 (2,310円)	H16(現行)個人負担金(助成額差引後)A	未実施	0	未実施	未実施	未実施	未実施	2,310	0	500	0
	新市個人負担金(見込み3割)B	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	国保助成額(Bの2/3)C	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	個人負担金(新市)D(B-C)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	差額(D-A)	-	300	-	-	-	-	-	-2,010	300	-200